HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	カルト問題と社会秩序（1）：麻原判決とオウム報道
Author(s)	櫻井，義秀
Citation	北海道大学文学研究科紀要，114，163-221
Issue Date	2004-11-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34078
Type	departmental bulletin paper
File Information	114_PL163-221.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北大文学研究科紀要 114 (2004)

カルト問題と社会秩序 (1)
── 麻原判決とオウム報道 ──

櫻 井 義 秀

1 はじめに

本稿の目的は，2004年2月27日，オウム真理教(現アーレフ)教祖であった松本智津夫（麻原彰晃，以下では麻原）被告に下された死刑判決と，それをめぐるメディア報道を考察することである。1995年の地下鉄サリン事件後，数年間は膨大なオウム報道がなされたが，近年，オウム事件，宗教問題の事件報道は，刑事事件関係者の裁判結果を紹介する程度であった。メディアは，数年ぶりにオウム問題を総括或いは回顧展望するイベントとしてこの度の麻原判決を位置づけたようである。裁判前後の数週間，新聞・雑誌，テレビ，インターネットにおいて，判決への予測，内容に対する評価が論じられた。

このような報道は単にメディアの視点を示すのみならず，日本社会がオウム事件を含むカルト問題をどのように受容してきたのかを示す資料になる。判決をめぐる報道の中で，何が主要な問題として取り上げられ，克明に語られ，或いは，何が語られなかったのかを明らかにすることで，カルト問題の社会的構築の過程を示したいと考える。

近年，英米の宗教社会学では，新宗教の生起に伴う個別教団の逸脱・病理的行動という観点からカルト問題を捉えることに否定的である。むしろ，教団と社会との対立構造や，当該教団，メディア，政府機関，関係者を含む反カルト運動，或いは人権団体等の仲介集団から構成される複数のアクターが

交渉する過程を分析することが主流である（櫻井，2004 b）。もちろん，このようなパースペクティブを採用する文化的背景として多文化主義がある。一般社会から問題視される宗教観・行為，家族・コミュニティ関係等をも容認し，可能な限り社会的統制は加えるべきではないというリバタリアンの志向もうかがえる。オウム問題もこの観点から考えれば，現在の信者には極力信仰生活を保障するべきという考えになり，実際，そのような意見も一部の識者に見られる。過度の統制を懸念しながらも地域住民の不安を解消せよと政府（或いは社会に）に期待する折衷的な議論も少なくない。

カルト問題の構成を論じる理論的含意と社会的問題意識については稿を改めることにして，本稿では，カルト問題を通して現れる社会的規範や秩序観を描出することに分析をとどめたい。論述の順序として，まず，判決文と弁護団の最終弁論書によりながら，検察と弁護側の対立点を説明し，麻原裁判において，どのような教祖・弟子，教団像が描かれ，一連の犯行との関係が説明されてきたのかを見ていこう。次いで，判決報道の特徴をメディアごとに説明し，最後に，オウム問題或いはカルト問題の記述のされ方から，現代日本の社会的秩序観の一部を明らかにしようと思う。もちろん，マスメディア情報の分析だけでは，一般市民の意識を直接分析したことにはならない。しかし，メディアの情報の出し方は，高踏的なものもあるが，大半は一般社会の関心に合わせて紙面を構成していると思われる。従って，オウム問題を含むカルト問題を現代の日本社会がどのように扱おうとしているのかを知る上で，新聞・雑誌の紙面編成の分析でも妥当な考察が可能である。

2　麻原判決（東京地裁）及び弁論側書面の特徴と論点

平成7年第141号他，殺人・殺人未遂・死体損壊・逮捕監禁致死・武器等製造法違反・殺人予備に関わる松本智津夫被告に対する東京地裁の判決文と，弁護団の最終弁論書面を比較検討してみると，一連のオウム事件に対する司法的判断や法律論的問題構成の特徴が浮かび上がる。

2－1　共通点と派生的問題

オウム事件は宗教集団が起こした未曾有の犯罪であるが，実行犯の心理を個人の悪意や身勝手さから説明するのか，宗教的心理という平常な心理とは異なるものとして特別に説明するのかで全く違った問題の構成になる。このことは，組織における上下の関係や集団的圧力の性質にも言えることであり，上位者からの命令が限定的なものか，非限定的なものか，抗えるものか絶対的なものであったのかという差になる。不可抗力性を強調すれば「マインド・コントロール」という議論に関わってくるが，そこまで言わずとも宗教的言説の影響力や宗教的地位・階梯の権威，教団組織の圧力といった宗教固有の問題を事件の解明に加味するか否かで，オウム事件は全く違った様相を見せるものになる。

結論から言えば，判決も弁論も宗教的要素を正面から扱っていない。判決の特徴は，オウム犯罪の「淵源」は松本被告個人の「空想虚言」と「自己を提示し人を支配しようとする欲望」と断定し，「宗教団体の装いを隠れみのとして都合のよいようにねじ曲げた宗教の解釈で犯行を正当化しつつ更に凶悪化させていった」という判断にあった。つまり，宗教的情熱・信念体系から一連の凶悪な事件が生まれたわけではない。個人の野心，恣意によるというわけである。被告を弁護する弁論書の論理も同じである。

本来，麻原は「独自性はあるものの特異なものではない」宗教思想と修行方法をあみだし，教団を形成したのであるが，高弟達は麻原の宗教思想の真意を組むことなく，「被告人をシヴァ神の化身として祭り上げ，高弟達が被告人の声・意思を代弁する仲介者として君臨する」ことを目指した。その結果，「高弟達の剝き出しの願望，欲望，欲求，個人的な意欲があたかも被告人の意思であるかのように受け止められ，それが組織の方針・決定として機能し始め，一連の事件が惹起されていったのである。」要するに，御神輿に乗った教祖は宗教者であったが，弟子達は単なる犯罪者であったというのが弁論書の議論である。

双方とも，宗教的信念のゆえの犯行という動機や心理状態を見ていない。宗教的説明は犯行の正当化として使われていたに過ぎないとみなす。被告や

実行犯は何ら必然性のない状況で，悪意により恣意的に犯行を重ねたという説明によって，被告や実行犯に明確な意志があり，それゆえ責任能力もあったという議論を展開する。犯行を裁くという問題構成上，そのように考えるのは法律論としては当然といえようが，それは，実行犯はもとより，関係者や宗教研究者の実感から離れた結論のように思える。「聖なる狂気」が教祖にあり，その評価は別として，それは単なる個人的野望の充足とばかりもいえないのではないかと中沢は繰り返し語ってきた（中沢 1995）。また，藤田は，弟子達が「霊的支配」を受けて自分の意志ではどうにも抗いがたい状況におかれていたのではないかという（藤田 2004）。つまり，オウムの宗教的教説と教団組織が生み出した磁場のようなものに教祖と弟子達がとらわれてしまったがための一連の犯罪であったと言えなくもない。このような疑問が，宗教研究者や関係者から繰り返され，オウムの犯罪は十分な解明がなされなかったという印象を残しているように思える。

しかし，事件の真相は一つであるにしても，その究明には解釈が入らざるを得ない。オウム事件を宗教的動機と背景からなされた犯罪と見ることも可能だし，宗教的粉飾を施しているが，悪意と欲得，利害関係が生み出した犯罪と見ることも可能である。教祖と実行犯であった弟子達にどちらの要素がどの程度あったのか，証言だけから明らかにすることには限界があろう。おそらくは，どちらの要素もあり，その事件ごと，状況ごとに当人達の心理状態や状況の拘束力は異なっていたと思われる。その時点ごとに彼等は彼等なりの論理で判断して行動していたのである。

ところで，個人の恣意的な犯行という観点で詰めていけば，一連の事件の実行犯及び指示を出した教祖の行為は一般の犯罪として扱うことが可能になる。そして，違法行為にのみ刑事罰を科すことで，オウムの教説や修行方法，教団組織そのものへの包括的な判断や対処は別の問題とすることができる。このことは二つの派生的効果や問題を生むことになる。

第一に，オウム（現アーレフ）には団体規制法による保護観察の処分が継続されているとはいえ，彼等の宗教活動を認めることで信教の自由を守るというリベラルな司法の立場を維持できる。同じ教団であろうが，アーレフと

いう新生教団であろうが，実行犯の弟子達・教祖と，一般信者は違うのであり，オウム＝社会悪という差別は根拠がないということである。彼等の人権を守り，共存の道すら模索するべきというリベラルな意見も出てくるであろう。

しかし，このような考えはおそらく，一般の人々の実感からはかけ離れている。理屈ではそうであってもどこかおかしいという感覚を持つであろう。私はこれを根拠のない話とは考えていない。「極限ともいうべき非難に値する」犯行をなした首謀者と共犯者を断罪すれば，現存する教団組織に問題はないと言えるのか。「死刑判決を胸に刻み，二度と同様の過ちを繰り返さないよう，信者一同深く決意するとともに，その思いを胸に込めて，より一層の被害者賠償に努めさせていただくことをお誓い申し上げます。(アーレフ３月20日公式コメント)」道義的責任を謝罪として表明し，被害者への弁済を独自の事業収益から少しなりとも返済しているアーレフに，もはや危険行為・違法行為の蓋然性はないとみなせるのか。

彼等は依然として開祖の麻原彰晃を崇拝し，教義・儀礼・修行方法は従前のものと殆ど変わらないということが関係者や脱会者によって報告されている。こうした宗教集団に危険や不安を感じて，彼等の集団居住を頑なに拒み続ける地域社会は，信教の自由や人権への配慮が乏しいのであろうか。或いは，オウム的なるものを排除するという社会の風潮は寛容さを失った日本の姿なのか。オウム報道への解説の中に少なからずこのような見解が見られた。

こうした一見リベラルな物言いは所詮，高みの見物でしかない。アーレフが隣組になり，布教活動も行うとしたら，それを認めるのか。自分の関係者，家族，友人，若い学生等々が入信したとしたら，脱会を促さないのか。彼等の信教の自由，自己決定を尊重するのか。これが第二の派生的問題である。

２－２　麻原弁論の論理

既に述べたように判決では，全ての事件に関して麻原の指示が実行犯に下ったものと認定した。判決内容，及びそれに対する識者，関係者のコメントは新聞等で報道されているので繰り返さない。それに対して，麻原弁護団

の渡辺脩が,弁論書の内容を要約して『麻原を死刑にして,それで済むのか？』(渡辺，2004)を著している。しかし，ここでは弁論書本文に即して弁論の特徴を述べてみたい。この節における引用は，特別な註記をしない場合，全てこの弁論書である。

弁論の骨子は，教祖御神輿論と弟子暴走論の接合である。そのために，総論部分で教祖麻原の宗教者としての人格の高潔さ，教えの水準の高さと，弟子達の宗教人らしからぬ身勝手さ，狡猾さとの甚だしい対比を行っている。弁護団は被告個人を弁護するのが役割であり，弟子達を弁護するわけではないから，被告にとって最大限有利な論理を組み立てるのは当然である。

構成としては，まず，弁護団は被告の教祖としての社会的責任と犯行における謀議責任の峻別を求める。麻原に一連の事件に関わる責任がないとは言えないが，共同正犯であることの立証は厳密であるべきなのに，謀議に関わる証拠が弟子達の証言以外に見あたらないことに問題があるという。各論部分で謀議の証拠が不十分であるだけでなく，指示の動機すら被告になかったことを論証していく。

総論の最初の部分は,オウム真理教が立派な宗教であるという論証である。「弟子達はもちろんのこと，高名な内外の宗教者，宗教学者達(島田裕巳，山折哲雄，中沢新一等）は，被告人がいかに本物の宗教者であり，卓越した修行者であることを言を尽くして述べていた。」とりわけ，中沢新一は，オウムが諸刃の剣ともなる「日本宗教に欠けていた聖なる狂気を持っていた」ことを評価する一方で，「国家と同じ組織を持てばとんでもない方向に向かう」可能性も示唆していたという(中沢，1989)。弁護団はヨーガサークルという原初的教団と発展型としてオウム真理教との乖離こそが問題の根元という構図の正当化に中沢の所論を使った（註１)。「信者の一人一人が修行することによって，真理であるシヴァ大神と直接に一体になることを目指した教団も，もしその幹部が，被告人をシヴァ神の化身として祭り上げ，幹部が被告人の声・意志を代弁する仲介者として君臨するならば，すべてがとんでもない方向に変化をし始めるのである。」

もちろん，中沢は弁護団の御神輿説は採用していない。方向を変えたのは

麻原であったと1995年に述べている（中沢，1995)。覚醒する，悟りを得るためには，指導するグルと求道者の弟子との合力が必要であり，それがチベット密教の教えである。しかし，麻原は教団の効率的な拡大を考えたために，グルの脳波（ヘッドホンや甘露水）やDNAのコピー（初期の特殊なドリンク等）により大量の解脱者を複製するという電子技術のアナロジーを修行方法に持ち込んだ。その結果，グルは唯一真理という大量のデータ保持者となり，部分的真理データ保持者である高弟が次に，データのない一般信者が最下位にという階梯が組織に発生し，教祖の絶対的権力が発生したのではないかと中沢は明言している。高弟が教祖をないがしろにできるわけがないにもかかわらず，弁護団は麻原一人を善意の宗教者に仕立て上げようとした。

弁護団は『ザ・超能力秘密の開発法』（麻原，1985）『生死を超える』（麻原，1986 a）『イニシエーション』（麻原，1986 b）といった教団出版物を引用し，麻原の宗教者としての力量を評価した。曰く，「被告人自身が自らの教えの徹底した実践者であったこと，言い換えれば本物の宗教者として周囲の人間を圧倒させる力があったからこそ，絶大な帰依を集めていたのである。単なるパフォーマンスではこうした帰依を持続させることはできない。」

麻原は，「核戦争を予言するだけでなく，それを防ぐ平和的方法を説いていたのである。」

カギュー派に伝わる無理難題を出して弟子を試す方法であった「マハームドラーとは，結果のでるでないにかかわらず，被告人から与えられた課題を心を動かされることなく，実行することで，自己の煩悩を滅尽」するものであり，「課題を与えられた時点やその後に被告人に対して疑問が生じ心を動かしてしまった場合には，被告人に対する帰依が薄いことを自覚させることが出来る」というものなのであって，けして麻原への忠誠を誓わせる「マインド・コントロール」の手法でも，踏み絵でもないのだという。

ヴァジラヤーナの殺人教義と言われたポアも，高い世界に導くという聖者達の行いについての解説であり，「被告人の説く教えの中には，殺人という意味が全く含まれていない。」それを弟子達が誤解した。例えば，「岡崎は，被告人の説法の真意を探求しようともせずに，周囲に対しても，そんなことは

全部『虹の階梯』（中沢，1981）に書いてあるよと，嘯いていたほどで，被告人の真意とは異なり，ポア＝殺人という考え方を持ち続けていた。」しかし，教団刊行の修行テープに「ヴァジラヤーナ」（作成年不明）という麻原の説法があり，その中で殺人は言っていないが，「目的達成のためには手段を選ばないぞ」と3回叫んでいるのはどういうわけなのか。判決でも述べているように，「高弟達は人々の魂の救済為には手段を選ばないという，誤ったタントラ・ヴァジラヤーナの解釈の下に行動するようになった」のは，麻原の1988-89年に行われた一連の説法に由来していることは，説法集に明らかである（註2）（宗教法人オウム真理教，1994-5：22)。

オウムの財施獲得の強引な手法も「布施は教団を維持するために，また，布施により信者が功徳を得るために，或いは布施によって執着心を捨てるために，現実的にも宗教的にも当然要請され，かつ重要な意義を持っていた」とみなされるべきとする。それでは，なぜ教団成立初期の麻原DNA入りドリンク販売等の資金獲得方法に坂本弁護士が抗議し，命を落とさなければならなかったのか。

このように，弁護団の教義説明は教団本を額面通りに受け取っただけである。新宗教に限らず，どのような歴史的制度宗教においても，教典／経典となった教義と現実の場面で適用される実践的信仰の教義解釈には差異がある。オウムで問題になったのは前者ではなく後者である。教団出版物にどのようなことが書かれていようと，弟子達が解釈した教えの中身と彼等が忖度した教祖の意志こそが，裁判の場で問題とされたオウムの教義なのである。弁護団は「被告人の教え，説法については，当公判廷で高弟達が様々に語っているが，殆どが被告人の説くところの一部分を抽出したり，自己にとって都合のいいように解釈したり，あるいは理解が不十分であるとしか言いようのないものである」と語る。高弟ですら理解できない教義は一般信者の理解するところではないだろう。そうすると，オウムは教義以外のどのような言説や物理的手段によって信者を獲得していったのか，信者は教えによらずにどのような理由で教団に信者として留まっているのかを別途説明しなければならなくなる。これはオウムが特異な教団であったというだけでなく，教え

によって信者を導いていくという麻原の宗教家としての資質・能力を疑わせることにもなり，彼を弁護する方針と齟齬を来している。

弁護団によれば，弟子達が法廷で語った宗教的言説が本来の教義からずれてしまった理由は二つある。一つは「高弟達のそれぞれの立場によって，ある者は検察官に迎合し自己の刑事責任を軽減するために，教義や被告人の説くもの，はたまた被告人自体がことさらに危険なものであったとし，ある者は自己の行為の一種の宗教的正当化として教義自体に救済としての殺人を肯定する考え方を見出し，またある者は自己の行動が教義や被告人と全く無関係であったのに，被告人の指示があったように見せるかけるために教義を利用した」からである。この点は実行犯であった弟子達の公判で明らかにされるべき事柄であるが，それぞれの裁判においても犯罪の実行に関して麻原の指示と弟子達の意志は認められている。

もう一つは，「彼らが教団内で活動していた際にも，被告人の説法・教義の誤解，あるいは意図的な歪曲が横行していた」からである。それは，高弟達の理解能力の問題というよりも彼等の人格の問題であったとされた。「高弟達の中には，もともと被告人の意思などどうでもよいと思っていた人間もいるほか，被告人の意見を一々聞いて判断を仰いで行動するよりも自分で勝手に解釈した被告人の意思に沿うものとして自己の判断で行動したほうが手っ取り早いと考える者も多かった。」一連の事件は「高弟達の剝き出しの願望，欲望，欲求，個人的な意欲があたかも被告人の意思であるかのように受け止められ，それが組織の方針・決定として機能し始めた」ことによるとされる。

さらに，1989 年の教団創設期にサンデー毎日がオウム批判記事の連載を始めたり，信者を取り戻そうとする家族の活動などがあったりしたために，弟子達は「敵対勢力がオウムをつぶそうとしているとの共通認識を持ち，敵対勢力と戦わなければならないという確信を生むに至った」。「村井，井上，早川はフリーメーソンやユダヤ等の存在と暗躍を被告人に吹き込んだ上，ハルマゲドンが切迫しているという危機感を持って」武装化を教祖に勧め，省庁制が導入されたことをいいことに，体調が悪化し，全体への目配りができない教祖をさしおいて「自己の権力を確保し，或いは伸張させる格好の機会」

を利用していったとされた。

ここまでが総論部分の要約である。弁論書の各論では，弟子達の証言の虚言性を執拗に並べ立て，謀議に麻原が加わっていないことを立証する。全ての事件で，麻原は指示を出していない。また，動機の不在（麻原の宗教者としての高潔さとの落差）を述べる。しかも，麻原がグルとの合一といった秘儀めかして一部の女性信者と性的な関係をもったことなどは一切言及されず，弟子達へなされた人格的誹謗と好対照をなしている。

各論で注目すべきことは2点ある。第一に，各事件において加害行為と被害行為の因果的関係，被害者の存在にも疑問があるとしたことである。例えば，坂本事件において，家族三人の発掘された遺体が三人のものであるという鑑定に疑問を呈した。或いは，サリンプラントにしても，サリン散布にしても，サリンであるという鑑定方法に疑義を呈し，松本サリン事件では，「仮にサリンであったとしても，実行行為と被害者との間の因果関係が不明である」とし，地下鉄サリン事件では，「散布されたものがサリンであることは立証されておらず，本件被害者らがサリンによる被爆の結果死傷したことも立証されていない」とした。

第二に，謀議に関して井上証言を信用できないとしている点である。地下鉄サリン事件に関しては，リムジンで謀議が行われたという井上証言を石川，遠藤他の同情していた高弟達の証言との整合性の点から架空の話とした。また，田口，落田，富田三名の信者殺害や，VXガスによる反対者の襲撃・殺害，假谷事件等について，全て殺害を命じる動機がないとした上で，殺害者の独断であったという。

弁護団は以上のようなA4用紙800枚にわたる論述をした上で，事件解明の責任は警察と検察にあり，1997年の井上証言より沈黙しはじめた被告にはないことを確認した。事件の真相がわからないのは，「警察・検察の捜査が，教団の宗教活動を始めとして，本来，調べるべき基礎的な事実を全部切り捨て，教義を大きく歪曲しながら，事件の筋書きをねつ造し，違法な証拠収集を強行したことに起因したものであり，そこに，警察・検察の誤りのすべての根元がある」という。結論として，麻原は御輿として高弟達に担がれてい

たに過ぎず，一連の事件は弟子達の独断的暴走であるとして，起訴された13事件全てに被告の指示，謀議等の関与を一切否定したのである。

2－3　判決に見る東京裁判所の判断

判決であるが，弁護人の主張に対する裁判所の判断を各論部分から抜粋してみたい。以下の引用は全て判決文からのものである。

まず，麻原が1989年の世田谷区道場の説法において「成就者が，地獄に堕ちるほど悪行を積んだものを殺して天界へ上昇させた場合，これは立派なポアであり，偉大な功徳となる旨述べ，殺人をポアと称し，これを容認する考え方として『ヴァジラヤーナの教え』を用いている」ことを確認し，実行犯はこの考え方に大きく影響されたとしている。

1988年の田口事件では，修行中になくなった信者の遺体焼却作業に関わっていた信者の田口氏が脱会しようとしたので，口封じに彼を殺害したものであった。ここでは，「『田口の遺体を焼却中に，被告人がやってきて，『骨がなくなるまで粉々にできないのか。』などと村井に聞いたことがあった。」という岡崎証言に信憑性ありとした。

1990年の落田事件では，第6サティアンの医務室に入院していた信者の母親を連れて逃げようとした落田氏を捕らえ，「今から処刑を行う。」と言った上で，息子である信者に「ぬぐうことのできないほどの重いカルマを積んでいる。間違いなく地獄に落ちるぞ。おまえは帰してやるから安心しろ。ただし条件がある。それはおまえが落田を殺すことだ。それができなければおまえもここで殺す。」と言って殺害を指示したことが認められた。1993年の富田事件は，スパイ容疑をかけられた信者にポリグラフ検査をして陽性反応が出たことをいいことに，教団は毒ガス攻撃を受けているという話をこしらえようとしたとされる。弟子達に命じて，信者の爪と指の間にまち針を刺し，火かき棒を押し当てるなどの拷問を加え，最終的に絞殺して，遺体をマイクロ波装置で損壊したものであった。殺害の実行犯は弟子達であるが，教祖の指示を教義の実践と理解したのである。

1989年の坂本事件では，謀議の席上，麻原が「今ポアしなければいけない

問題となる人物は誰だと思う」という問いかけを弟子達にした後，坂本弁護士の殺人を指示したとされる。坂本弁護士を帰宅途中襲撃する目的で待ち伏せしていた実行犯が，坂本氏を確認できずに弁護士宅に向かい，麻原に指示を電話で仰いだ際に，早川に「家族も一緒にやるしかないだろう」と告げたという。「被告人は，坂本弁護士一家殺害事件後に，実行犯数名が集まり，石井に六法全書の条文を読ませた際に，『指示をしたわしも同じ罪だな。3人殺せば死刑だな。』と言った。」という早川証言の信用性を認めた。母子殺害をためらった信者たちを一歩踏み出させたものも，実践的な教義であった。

このように教団内外の反対者を殺害し，教団批判を封殺してきたオウムは，衆生を救済するというマハーヤーナではなく，悪行を積んだ現代人をポアするヴァジラヤーナでいくという方針の下，サリンプラントや小銃製造などの武装化に突き進み，この二点について殺人目的・殺人予備罪の共謀が認められた。このサリンの能力を試そうとしたのが，1994年の滝本弁護士サリン襲撃事件，松本サリン事件であった。信者の脱会カウンセリングをなしていた滝本弁護士の車にサリンを噴霧したのが前者であるが，幸いにも負傷した滝本氏は数日の加療で回復した。後者は，松本市内に教団支部を建設する際地域住民と係争し，地裁が住民よりの判決を出す見込みがあったため，裁判所宿舎めがけてサリン噴霧をなし，一般市民7名を殺害，4名に重篤な傷害を与えたものである。どちらもサリンの被害であったこと，実行犯はサリンの噴霧場所の指定・変更等を麻原から直接受けたことが新實証言等によって確認された。

松本サリン事件以後，教団は神経剤VXを生成した。そして，信者を保護していた水野氏，教団主催の上九一色体験ツアーに参加しただけでスパイに疑われた濱口氏，息子をオウムから救出したことをきっかけに信者の救出活動をしていた永岡氏に対して，後頸部に注射器でVXをふりかけ，濱口氏を中毒死させ，水野，永岡氏を重体に陥らせた。どの事件についても，弟子達の証言から「ポアしろ」という指示があったことを確認した。教団の信者関係者に対する危害は，1995年に信者の兄であった假谷氏を拉致し，全身麻酔薬を注射して呼吸抑制，心不全で死亡させた事件に至る。この件も，假谷氏の死体をマイクロ波装置で焼却する役割を誰に任せるかで弟子達が麻原に指

示を仰いだ際,「おまえたちでやるしかないんじゃないか」と処理を命じたという。

1995 年 1 月 1 日の読売新聞紙上に,1994 年 7 月に上九一色村で発生した異臭騒ぎに関して,採取された土壌からサリンの残留物が検出され,警察が松本サリン事件との関連から捜査に乗り出したことが報じられた。教団に捜査が及ぶことを警戒して,麻原はサリンプラントを停止させ,シヴァ神をまつる神殿に擬装することを命じたほか,強制捜査のXデーを避けるために地下鉄電車内にサリンを散布し,大惨事を起こして捜査を逃れようとした。総指揮を村井,現場責任者を井上に命じたとされる。弁護団が主張する井上証言の信憑性に関して,井上が「自己の責任を軽減させるために既に死亡した村井や逃亡中であった林泰男に一部責任を転嫁し,自己の責任をわい小化する不自然不合理な供述をしている」ものの,リムジン車中の謀議を含めて,計画の諸段階で麻原に指示を仰いでいることは確かであると,他実行犯の証言との整合性から判断された。

1995 年 3 月 20 日午前 8 時頃に,日比谷線秋葉原駅,日比谷線恵比須駅,丸ノ内線御茶ノ水駅,千代田線新御茶ノ水駅,丸ノ内線四ッ谷駅付近の 5 地点でサリンが散布され,12 名が死亡し,14 名のサリン中毒重傷者を含む 5500 名(全員について証拠調べをする時間的余裕がないので訴因から多数の被害者が外された)が重軽傷をおった。

最終的に,裁判所が量刑の判断において下した結論は死刑である。その理由の箇所を抜粋しておこう。「13 件の誠に凶悪かつ重大な一連の犯罪は,自分が解脱したものと空想してその旨周囲にも虚言を弄し,被告人に傾倒する多数の取り巻きの者らを得ると,更に自分が神仏にも等しい絶対的な存在である旨その空想を膨らませていき,自ら率いる宗教団体を名乗る集団の勢力の拡大を図り,ついには救済の名の下に日本国を支配しようと考えた,被告人の悪質極まりない空想虚言のもたらしたもの,換言すれば,被告人の自己を顕示し人を支配しようとする欲望の極度の発現の結果であり,多数の生命を奪い,奪おうとした犯行の動機・目的はあまりにもあさましく愚かしい限りというほかなく,極限ともいうべき非難に値する。」

「被告人の犯行によって命を奪われた多数の人々は，あるいは死の恐怖を味あわされつつ絶命させられ，あるいは死への途にあることすら知ることもできずに絶命させられ，またサリン中毒症との長期にわたる闘いの果てに絶命させられたのである。将来においてさまざまな出来事や人々と巡り会いさまざまな感動に出会いながら家族，近親者，友人，仲間らとともに精一杯に充実させて生きていくはずであったその人生をことごとく無惨にも奪われたその無念さは，余りにも大きく言葉では表現できようはずもない。そして，命を奪われた被害者の遺族らの悲嘆は誠に深くその衝撃は甚大である。その心奥からの精神的苦痛はこれをわずかでもやわらげようとすることすらできようもない。」

「そうであるのに，被告人は，かつて弟子として自分に傾倒していた配下の者らにことごとくその責任を転嫁し，自分の刑事責任を免れようとする態度に終始しているのであり，今ではその現実からも目を背け，閉じこもって隠れているのである。被告人からは，被害者及び遺族らに対する一片の謝罪の言葉も聞くことができない。しかも，被告人は，自分を信じて付き従ったかつての弟子たちを犯罪に巻き込みながら，その責任を語ることもなく，今なおその悪しき影響を残している。」「他方，被告人は幼い頃から視力に障害があり恵まれない生い立ちであった。将来の希望と目的を持ち，妻子とともにその人生を生き抜こうとしてきた時期もあったであろう。被告人の身を案じる者もいることであろう。」

「しかし，これまで述べてきた本件罪質，犯行の回数・規模，その動機・目的，経緯，態様，結果の重大性，社会に与えた影響，被害感情等からすると，本件一連の犯行の淵源であり主謀者である被告人の刑事責任は極めて重大であり，被告人のために酌むべき上記の事情その他一切の事情をできる限り考慮し，かつ，極刑の選択に当たっては最大限慎重な態度で臨むべきであることを考慮しても，被告人に対しては死刑をもって臨む以外に途はない。」

2－4　判決への評価

判決は妥当なものと思われる。教祖の絶対的な指令の下，自己の覚醒と世

界救済のために殺人を犯した弟子達は，地裁判決において２名を除いて全員が死刑である。組織の長として，かつて人類の救済者を名のったものとして，松本被告の責任の取り方に選択の余地はない。共同謀議に関わりなかったという弁護側の主張は根拠が薄弱であろう。実行犯の弟子達は明確な指示を受けたと法廷で証言している。

もちろん，大方のメディアの反応にあったように，判決に不満が残るものであったことも確かである。警察庁長官への狙撃(註３)，村井幹部の刺殺等の国内の事件，及び，オウムがロシアで信者を激増させ，武器や化学薬品等の交渉を行った経緯など，未解明の部分は多い。また，メディアで語られる理系エリート，有為の若者がなぜという紋切り型の疑問にも，教団独特の教化方法や，支配 ── 服従の関係をもたらした宗教的な構造にも，判決は十分に切り込んではいない。しかし，この裁判が教団犯罪を裁くという目的にあった以上，教祖の有罪判決は，現在も麻原教祖（開祖）を崇拝する教団に社会的責任をいっそう迫るものであろう。松本被告と教団の組織的犯罪に対して最高裁の最終的審判が下るまでさらに数年を要するだろうが，この段階で教団は活動を総括できるのであろうか。

3　麻原判決報道の特徴

3－1　メディア・ソースごとの特徴

今回利用したメディアは新聞・雑誌，インターネット上のサイトである。本来であれば，マスメディアのなかで最も臨場感と切迫感を視聴者に伝えられるテレビ報道を入れるべきであるが，複数のキー局による報道特番やニュースを同時に録画することができないという技術的理由で入れていない。また，報道の回数や時間を局ごとに集計してオウム報道を検証する機会を得ている研究者がいることを知っているので，その方にテレビ報道は任せたいと考えている。研究者個人が比較的労力をかけずに収集できるソースだけを今回利用しているが，これも，宗教情報リサーチセンター(http://www.rirc.or.jp/）のように，日本で刊行されている全国紙・地方紙，週刊誌・月刊

誌を網羅的に調べ，記事を切り抜いてデータベース化しているわけではないので，漏れている記事があることは予め断っておきたい。

収集した記事・論考には見出し・要旨を付して巻末に資料としてまとめておいた。

3－1－1　新聞

麻原判決を前に，新聞各社は数ヶ月前から特集班を組み，取材を重ねて紙面を構成している。事件関係者（被害者･遺族，元信者），警察や弁護団，カルト問題に携わってきたカウンセラー，弁護士，ジャーナリストは限られているので，どの新聞もかなりの程度，同じニュース・ソースに依拠した報道になっている。識者のコメントに工夫が見られるものの，どの分野の専門家にどのような内容を期待してインタビューするかは，新聞ごとにそれほど差はない。特に，判決以後は判決内容と関係者の感想，識者のコメントという構成は各紙とも同じであるので，ここでは，判決前の特集についてのみ，差異を記しておく。

朝日は，「オウムと社会」（18回）と題して，麻原や信者の法廷傍聴記を個人でまとめている降旗賢一が，様々な研究分野の識者にインタビューしながら，オウムを生み出した日本社会の病巣をえぐりだそうとした。「教団の精神風景は日本全体に広がっているのではないか」と考えながら，「心の荒野」を見つめたいというエピローグで終わっている。この箇所に関しては，オウムという部分社会を現代日本という全体社会の象徴として考える余り，極端な一般化や敷衍がなされているように思われた。このような問題点を筆者は1996年に指摘したが，その状況はあまり変わっていない(櫻井，1996)。特集「傷あと『麻原』判決を前に」（5回）では，関係者の証言を中心に問題が終わっていないことを報じている。

読売は，「裸の教祖　10年目の真実オウム」（12回）という特集において，麻原の個人史を軸に教団の軌跡を事件後の今日まで追っている。比較的客観的な事件史である。また，8年余に及んだ裁判長期化の理由を，特集「誤算の法廷」（3回）で説明している。

毎日は，特集「オウム　裁かれる教祖　松本被告判決を前に」（9回）において，救済されていない被害者と拘置所内の実行犯について現状を報告し，遺族や関係者の言でまとめている。そして，今後に残された問題を解決するために識者のコメントを「オウム事件を語る」というコラムでまとめてある。批判的精神を養えない教育体制を批判する牧太郎のコメントは，サンデー毎日でいち早くオウム批判を展開した毎日らしいまとめであり，陰謀史観をそのまま呑み込むオウム信者の問題点や若者の閉塞感を指摘したのは的確であった。

サンケイは，特集「世紀の裁判『迷走』」（1回）と特集「教祖の罪」（7回）で，捜査・裁判過程の問題点，被害者の現状，及び，実行犯・現信者が今もって教義や教団に拘束されている様子を報じている。

日本経済新聞は，特集「オウム　闇の決算」（9回）において，事件後も被害者の補償が十分進んでいない現状や，長期化する裁判で疲労する遺族，教団に留まる信者をめぐる問題群を指摘している。なぜ，オウム事件が発生したかを問う朝日に対して，日経は解決すべき問題の提示に力点を置いたようである。また，特集「オウム松本被告27日判決」で裁判経過を要約している。

東京新聞は，特集「決別　元信者の告白」（5回）という独自の企画を立てた。これは元信者の社会復帰や現役信者の家族の苦悩を通して，オウムの問題点を描こうというものである。また，地下鉄サリン実行犯であった広瀬健一被告の手記（5回）を公開している。総花的になりがちなオウム報道の中で，焦点が定まった好企画であった。オウム事件が日本社会に投げかけた問題は，島薗進東大教授が「オウム以後の日本人の心」（2回）でまとめている。これに，特集「喪失　被害者たちのオウム事件」（3回）を加えている。

赤旗は，特集「オウム事件　被害者の叫び」（5回）というスタンスで，1990年からオウムと戦いながら地域を守ってきた竹内精一氏（日本共産党上九一色村村議であった）の回顧談からはじめ，被害者と遺族の現状を報告している。

以上が全国紙の報道である。地方紙にも見るべき企画があったと思うが，調査が及ばなかった。判決以後の報道は各社とも判決内容と，それに対する

関係者の発言，識者のコメントが主である。スポーツ新聞は，麻原や信者の個人的エピソード，判決を受ける瞬間の態度について好奇心を誘うような書き方で事件を振り返り，判決内容を簡潔に伝えている。

3－1－2　雑誌

2月26日から4月7日までの間に刊行された43誌について，見出し，要旨を資料IIにまとめてある。判決前が16誌，判決後が27誌と判決内容に関する記事の方が多い。雑誌記事は新聞記事のような速報性はないので，事件報道というよりも，麻原や信者のエピソード，対談における識者の自由な発言，論考を中心とした読みものが中心である。また，週刊誌と月刊誌の刊行数は，それぞれ36誌と7誌と圧倒的に週刊誌が多い。麻原判決前後の週で対応可能な週刊誌の方が記事を作りやすいのであろう。或いは，麻原判決をきっかけとしてカルト問題を考察する記事や論考が月刊誌に殆どなかったのは，この社会問題がマスメディアのなかで旬をすぎていることの表れであったのかもしれない。実際，オウム報道はおよそ一ヶ月半だけであり，しかも，判決前後の2週間に限定されたものであった。その後は，オウム問題は全く誌上に登場していない。例外は，麻原の三女が入学を取り消された事件と，オウム関係者4名が国松長官狙撃に関わるものとして逮捕された事件だけである。

さて，雑誌記事の内容としては，重複している部分も多いが，麻原・信者・教団関連（27），遺族・関係者関連（3），捜査・裁判関連（7），死刑判決・死刑制度関連（3），日本社会論関連（3）のように分けられる。教祖・信者・教団関係が最も多いのであるが，ケロヨンクラブといわれるグループ（女性信者と子供達）や中田元幹部のグループ（中田が信者達と生業を模索している）に取材しているところが新しいくらいで，スクープ的記事はない。

中川智正被告が巫病をきっかけに入信したという宗教写真家・ジャーナリストの藤田庄市の記事が，一般読者には目新しいものであった。中川の神秘体験に意味を与え，彼に居場所を与えたのがオウムであり，麻原への信仰が霊的呪縛となって，入信後わずか2ヶ月で坂本弁護士一家殺害に向かわせた

という。ここから，藤田は，裁判所は中川の神秘体験，信仰心の有り様を全く考慮に入れることなく(責任能力を問題視することなく)，死刑を宣告したことがどうであったかと問うている。「従来の社会常識，行政の対応，法の解釈や運用では手に負えない現象」に対して，「宗教的確信＝精神呪縛」の問題を追及すべきであるという(藤田，2004)。このような主張は，数名の弟子達の弁護団が主張する「マインド・コントロール」された実行犯の心理に通じるものである。

岡崎一明被告の200通の手紙も信者の田口氏，坂本弁護士一家殺害に手を染めた信者の心境を伝えるものであった。彼は1990年に教団を脱会した際，麻原から830万円を脅し取り，95年に自首した人物である。教団と麻原を懐かしみ，未だに輪廻転生の観念にすがって東京拘置所で生活しているという(武田，2004：156-165)。

遺族・関係者関連では，拉致された後に麻酔薬をうたれ遺棄致死させられた假谷氏長男が，教団幹部12人と教団を相手取り，1億2千間円の損害賠償を求める訴訟を通して，事件の真相を明らかにしようとしていることを報じている（假谷，2004：293-295)。

捜査・裁判関連は，新聞の報道と殆ど同じである。

死刑判決・死刑制度に関わる論議は，雑誌記事ならではのものがあった。新聞では，死刑判決に関して疑問の余地を挟むものは識者のコメントを含めて皆無であり，死刑以上の刑を望むという遺族の声や，麻原が刑の宣告や重さを感じていないという評価，ひいては13事件に対する自身の責任を放棄したかに見える麻原の態度を批判するものが殆どであった。死刑制度や事件の報道そのものについての議論が出されているのは，新聞記事にないものである。ニューズウィーク（3月10日付，日本版）では，「『麻原死刑』が問う日本人の人道度」として，ボストン大学教授メリー・ホワイトが，先進国で死刑制度を温存しているアメリカと日本は人間性と矛盾しない極刑を生み出すべきだとしている。女性セブン（3月18日）は，処刑の実態を週刊誌としては異例な程克明に記し，贖罪の意識は死刑制度から生まれないという議論を引用しつつも，なお，教祖にこのような形でしか指示の責任を追及できない

もどかしさを書いている。

注目すべきは，「死刑文化からの抜け道を求めて」という森達也と鵜飼哲の討議記事と，「国家と死刑 ── オウムという転換点 ──」という死刑制度反対運動に従事し，なお1998年まで麻原弁護団に加わっていた安田好弘弁護士のインタビュー記事である。ここでは，前者のみ取り上げたい。森達也はサリン事件以後のオウムを教団内部にカメラを持ち込み，「A」「A 2」を制作した映画監督である。彼は新聞紙上においても異色の発言をしている。

筆者自身，死刑制度は，冤罪の可能性を完璧に払拭できないこと，凶悪犯罪の抑止力になるという客観的なデータがないこと，終身で収監するよりも執行までの費用が嵩むこと，そして，何よりも誰かが宣告し，執行するという役割を担わざるを得ないという精神的な重さのゆえに，合理的な刑ではないと考えている。おそらくは社会にとって象徴的な意味合いしか持たない刑をなぜ維持していくのかという大きな問いが横たわっている。

しかし，ここではオウム問題との関連に絞って，森の言説をフォローしてみたい。「僕自身，地下鉄サリンのときにも，9.11のときにも，第一報を聞いた時，衝撃と同時に，どこかで自分の中にカタルシスがあったと思うんです。破壊することの魅力。自分の奥底にあるこの危険な意識をきちんと見つめたいとずっと考えています。(森，2004：41)」という言い方に，『現代思想』の読者は考えるところがあるのかもしれない。このカタルシスが何を意味するか定かではない。現代社会を破壊した後再生したいというオウムの信者が本気で信じていた終末的感覚なのか，或いは，単なる現代社会や自身への欲求不満をつのらせる一部の青年特有の感情なのか。それとも，第三者が他者の不幸を確認することで癒されるという皮肉なのか。

また，被害者感情は死刑によって癒されるのかという文脈では，「被害者遺族の気持ちを僕らは共有などしていない。もし死刑が執行された時に，第三者だから溜飲が落ちるんです。実際の家族は，加害者が死刑になっても癒されることなどけしてない。(森，2004：37)」と語る。報復としての死刑に意味はないことは当然として，被害者・遺族がこのような感情から判決を見守っているのかどうか，よくよく注意すべきではないだろうか。少なくとも，森

自身が当事者に確認したわけではないだろう。一般的に被害者の気持ちを共有することは原理的に不可能としても，尊重することはできる。このような被害者・遺族の感情を尊重している一般市民の態度と，単に傍観者としてカーニバル的処刑を待ち望む人々とを同一視すべきでもない。しかし，森の発言を見る限り，この区別は曖昧で，市民は総じて後者であるという思いが強いようである。「何ら事件に関係しない第三者が，加害者を吊すことでどこかでカタルシスを得ようとしているんじゃないかという気がしてしようがない。(森，2004：38)」

従って，このような傍観者的態度で，死刑の必要性を論じることがないように，また，死刑をリアルなものと感じ，責任を分担する方策を論じるのである。執行官を無作為抽出で一般市民から選出するとなれば誰も死刑をやりたがらないだろうというアムネスティの意見や，刑務官に代わって受刑者に向き合う役割を同じく無作為抽出された市民が義務として負うというシステムに森と鵜飼は賛同している。司法や矯正の領域が専門化され，市民の目から隠されていることの問題点は確かにあるが，一般市民がこのような責務にたえるほど職業生活に余裕はない。ためにする議論という感じが否めない。

総じて，マスメディアや世論において，或いは首相の言においても「死刑は当然」という風潮のなかで，森の発言は勇気あるものだろう。彼自身は麻原の死刑を問題にしているのではなく，日本の世論そのものを問題視している。これは，現代日本社会論に属する論評である。「ここ８，９年，オウムを筆頭に社会の敵や異物としてみなされる存在からの視点を自分の中で試みてきました。その過程で一番強く感じるのは，今の日本社会が陥っている危機に対しての過剰反応です。危機感が高揚してきた時に共同体は結束を強め，異物を敵として攻撃します。ところが外敵の侵入を防ぐはずの免役システムは，過剰になると自らを壊し始めるんですよね。」その証拠が，「監視カメラ，住基ネットワーク，有事法制や国益という語彙の氾濫」であるという（森，2004：30)。

未曾有の無差別殺人を犯した宗教団体をなくしてしまえば日本社会から悪が払拭できるという分かりやすい議論を疑い，むしろ，オウムを生み出した

日本社会の道義的責任や，どこに根本的な問題があったのかという問題の立て方を好む人は少なくないだろう。この主張は，ニューズウィーク（3月3日日本版）で，リチャード・ガードナーも展開している。「95年の春から初夏にかけてオウムによる一連の犯罪が発覚すると，日本では社会に原因を求める人が出てきた。事件を起こしたのはオウムなのか社会なのか問われるようになり，教団を声高に非難する人の中からも，オウムは『日本を映す鏡』なのではないかという指摘が出た。だが，まもなく，『カルト集団』や『マインドコントロール』といった紋切り型の表現がオウムについて使われるようになった。さらに事件を語る時に，『被害者』と『加害者』をはっきりと色分けされるようになった。（ガードナー，2004：14）」

日本におけるカルト問題の論評としてはこの通りで，マスメディアに受容されたのは「カルト」や「マインド・コントロール」の概念であり，日本がオウムを生み出したという言説は早々に切り捨てられたといってよい。これに類した議論は，今回の朝日新聞の特集「オウムと社会」でもなされていたが，倫理的自戒以上の意味はないだろう。学術的にはむしろ，この種の言説こそ，問題を不必要に拡大し，曖昧にする（櫻井，1996）。要点のみ記せば次のようなものである。

第一に，オウムは1980，90年代の日本社会が生み出した数多くの社会現象の一部にすぎないという事実は何度でも確認すべきであろう。オウムは日本社会に源を持っていることは間違いないが，それはどこであったのかと因果論的に特定することは不可能である。そのために，いくらでも論者の元来の主張に合わせた「オウムと若者，教育，家族，企業社会，情報・メディア，消費社会論等」の日本社会論が出てくるのである。事実として確認されることは，オウムはカルト視される教団の中においても例外的に無差別大量殺人をはじめとする刑事事件に相当数関与した特殊な教団であり，これを現代宗教として一般化したうえで宗教と社会との関係などを議論することはバランスを欠いている。もちろん，これをもってオウムは宗教ではないという主張をなすものではなく，オウムから現代宗教の特徴を演繹的に推論することは誤りであるということを言いたいのである。

第二に，法律論において最もはっきりしているのであるが，不法行為責任は，法的規範に反したか，法律によって保護されるべき他者の権利を侵害した場合に，国家によって個人や集団に負うことが命じられるものである。オウムの教祖と実行犯の信者達は，法に違反したことが判決で明らかにされた。サリン事件や各種の暴力的事件において，彼らは「加害者」であり，数多くの「被害者」が存在することは明白である。森やガードナーは，オウムを断罪することで正義の側に立つようにみえるマスメディアの論調と，法廷で進められている法的手続きを混同している観がある。裁判所は国家の権力によって法律的行為をなしているにすぎない。善の立場で悪を懲らしめているわけではない。それを見守る一般市民は，善でも悪でもなく，法律によって保護されるべき立場にあるということだけである。

日本社会が善悪二元論に陥っているというのは極論にすぎるし，オウム問題に限定した話という留保が必要であろう。このような議論は，オウムを生み出した日本社会こそ道義的責任を感じるべきだという倫理的含意と，違法行為をなしていないオウム関係者（現在のアーレフ信者・関係者）に対して，日本社会が不当な差別を行っているという現状認識からなされたものであろう。この点に関しては，アーレフ信者の居住（地方自治体で初期になされた住民票不受理，現在も続く地域住民の反対運動），進学問題（三女が大学入学拒否された問題）について，次稿で論じる予定である。

第三に，日本社会が異質なものを排除する共同体的なものに変質し，つくる会の教科書採用，首相をはじめとする閣僚の靖国公式参拝等に象徴されるナショナリズムや管理社会化の体制が構築されつつあるという議論と，オウム問題は分けて考えるべきである。同時代論として抽象化や一般化のレベルをあげることで，またオウム問題が歴史認識や社会認識の問題に置き換えられることでどのような益があるというのであろうか。論者や読者の自己満足以外に，具体的な問題解決につながるかどうかこそ，議論すべき事柄であろう。

今回の麻原判決に関わるメディアの報道では，被害者・遺族の現状，及び裁判や事件の経緯等が事実に即して報道され，社会論や文化論が横行しな

かったのは冷静な対応であったと考えられる。それは1995年から数年間のオウム報道で消費された議論であろうし，その時点から目新しい議論も出てきていないのである。

最後に，一般的な問題として，浅野健一他，メディア報道と人権問題に論陣を張る人々の議論も紹介しておきたい。麻原判決は東京地裁で下されたものであり，既に被告側が控訴したのであるから，東京高裁，最高裁の公判を待って，最終的に判決が出た段階で，麻原個人，教団に対する批判，責任の追及をすべきであるという原則論である。これは，松本サリン事件後，警察の初期捜査をそのままメディアが報道して，犯人扱いされた河野義行氏の経験をふまえた議論である(浅野，2004)。浅野は，メディアこそオウム報道の反省をすべきであり，麻原氏（呼び捨てはできないという）への人格攻撃は許されるべきものではないという。

3－1－3　インターネット

オウム問題やカルト問題に関して，警察の情報を除けば，この問題をフォローしているジャーナリスト，弁護士，オウマーと呼ばれる人々のサイトに新聞や雑誌以上の情報がある。マスメディアはこれらの人々への取材を通して情報を収集しているのである。本稿を執筆するにあたって，上記のサイトで参照したところは多数あり，麻原判決への評価も，一般市民のものも含めて集めたのであるが，集約するには至らなかった。あまりにも膨大な量であり，全てを閲覧できるものでもないので，可能な範囲でそれらを巡回しても感覚的にしか大要をつかめないからである。

また，江川紹子，有田芳生等ジャーナリスト（他にもオウム報道に関わったジャーナリストは多い），滝本太郎弁護士(オウム脱会信者の自助グループ「カナリヤの会」支援，日本脱カルト協会事務局）のサイト，紀藤正樹弁護士の包括的カルト問題のサイト，或いは，坂本弁護士一家を救う全国弁護士の会のサイト等がある。これらの人々はテレビ，新聞・雑誌のインタビュー，執筆等様々なメディアで発言し，書いている。インターネット上では私的発言に近いものもあり，これをもって判決への評価を代表させることには問題

があると考え，特定の箇所の言辞だけを抜き出すことはやめた。

個々の論者に差異はあるが，全体として，8年半近くの公判によって明らかにされた事柄は，オウム事件の全体を解明したという域には達しておらず，麻原教祖が犯行指示を行い，それによって13件の事件が発生したということのみを論証し，相当の刑を宣告したということにとどまるというものである。もとより，判決によってオウム問題が社会的に解決されるものでないことは明らかであり，アーレフはその後も活動を継続している。では，今後，どうしたらよいのかという点に関しては，江川，有田，滝本他，カルト問題に取り組んできたジャーナリスト・弁護士は，アーレフは完全に解散されるべきという見解を持っている。この点は，アーレフ信者であろうと，思想・信条の自由，集団結社形成の自由を認めるべきという人権擁護の論客（先に述べた浅野他）とでは鋭く対立している。もちろん，現実問題として，現在の教団を解散させる権限は国のどの機関も持ち合わせていないし，信者の居住に反対する地域住民の町会や対策協議会が，要望として解散を求めているくらいである。いわゆるカルト視される教団の活動は他者の権利を侵害する蓋然性が高いので制限されるべきものと考える立場と，顕在化しない違法性や宗教的異端・社会的逸脱というレッテルをはることを認めない立場との見解の相違については，稿をあらためて論じたいと考える。

4　結　論

新聞や雑誌の紙面を分析した上で明らかになったことは次の通りである。

第一に，新聞各紙はオウム事件を教祖の出生から教団形成，一般社会と葛藤する事件までを，関係者の証言を交えながら系統的に事件史をおさえている。遺族・被害者の現状や気持ちを重視した紙面をつくるか，各分野の識者のコメントを使いながら現代社会論としてのおさえにするのかはそれぞれである。しかし，アーレフとして存続しているオウムの後継教団関係者の発言を用いて教団の現状を説明するものは殆どなく，元信者や家族の証言から教団の有り様を記述した。このこと自体，信者に対する評価を含んでおり，彼

等は自己や所属する集団に対する客観的な評価をなしえないという前提がおそらくある。それは，メディアが1995年以降，「カルト」「マインド・コントロール」という概念によって，教団の組織構造と信者の精神構造を説明しようとしてきたことが今も継続されているとみるべきであろう。

第二に，判決の予想，評価は各紙，各雑誌とも一致しており，極刑であった。また，判決への評価も，判決文の中にもあったが，教祖の不幸な生い立ち等を勘案しても，行為の悪質性・残忍性からこれ以外の刑はありえないというものであった。予断を控え，死刑制度自体を問題にした雑誌もあったが，例外的なものである。教祖はともかく，実行犯である弟子達が犯行及び指示を受けたことを認めているので，裁判の経過はともかく，判決それ自体論議を呼ぶものではなかった。そのために，月刊誌レベルでは殆どこの件を取り上げず，死刑制度の是非や勧善懲悪の時代劇を楽しむかのような風潮への警告といった論点しか出せなかったのであろう。結論が見えている議論をやりたくないのが論壇である。

第三に，被害者の回復されない経済的・精神的損害については多くのメディアが言及したが，具体的な解決のための提言をなしたものは少なかった。週刊誌では，麻原裁判に費やした国費と被害に遭った人達の労働災害補償費を比較して，なぜ，加害者が優遇されるのかという議論も見受けられたが，その段階にとどまっていた。正に何の落ち度もない人々が陥れられた理不尽さを社会的にどのように回復するかが，オウム問題では大きな鍵となる。遺族や後遺症を持つ人々への生活・医療保障が優先されなければならないであろうし，サポートする団体（リカバリー・サポート・センター等）が必要である。また，元信者や現役の信者も教団の被害者であるという立場に立てば，信者の家族の会が果たす役割も少なくない。こうした諸団体の地道な活動はあまり紹介されていなかった。

第四に，最終的に現存するアーレフをどう社会が処遇すべきかという問題に関して，明確なビジョンを示したメディアは殆どなかった。これは，アーレフ信者が居住している住居の近隣住民，地域の町会，オウム（アーレフ）対策協議会が数年来進めている，教団解散，信者脱会のスローガンをどのよ

うに考えるかのという問題でもある。アーレフには観察処分が延長され，公安警察や地元警察が監視を継続しているが，信者の勧誘（各種のセミナー開催）や資金調達（薬事法に違反した商品販売等では7月に信者が逮捕される）は継続されてきた。アーレフが宗教法人として認証されることはおそらくないだろうが，宗教団体としての活動を止める権限は国にはない。信者の居住を拒む権限は自治体にはない。合法的に住居を取得または賃貸すればそこに住めるのは当然である。そうすると，アーレフに反対する地域住民の活動を支援する法的根拠はないのである。このような状況があるので，あえて，教団の今後について予測するなり，対処法などを具体的に考察したり，提言したりするメディアがなかったのだろうと思われる。現在，出家500余名，在家700名強の信者をアーレフは擁しているが，この人達を今後日本社会はどのように遇していくべきなのかが大きな問題として残っている（櫻井，2004 a)。

最後に，滝本弁護士がサイト上で述懐していることであるが，オウム問題は1995年の地下鉄サリン事件前はあまりにも過小評価され，警察の適切な捜査を含む介入が手遅れになった。それ以後2，3年は破防法の適用論議を経て，1999年団体規制法と被害者救済法という特別立法が成立し，教団は観察処分を受け，教団資産は被害者の救済のために破産財産に組み込まれることになった。このあたりが過大評価の時期であるという。地域の反対運動が最も盛んになったのはこの時期である。そして，この2，3年は再び過小評価の時期であり，「麻原開祖」（教団の言い方による）をなお崇拝する教団に危険性の蓋然性は少ないという風潮が少し出てきたりしているという。地域住民の反対運動も風化を恐れているという当事者の声を筆者は聞いている。

この度の麻原判決をめぐって，マスメディアはおよそ一ヶ月半の間，またしても嵐のような報道を繰り広げたが，それが過ぎて，再びオウム問題はフォローされなくなっている。しかし，本論で述べたように，オウム問題はなお未解決であるし，この問題をどう捉えるのかという基本的枠組みを構築するに足る調査研究が，まだ宗教社会学では十分行われていないことを最後に付言しておきたい。次の稿では，その点が具体的に展開されよう。

註

註1　1989-92年頃にかけて，高名な3名の宗教学者がオウム真理教の宗教性を高く評価したことは日本の宗教学にとって不幸なことであった。山折哲雄は日本を代表する仏教学者であり，中沢新一はニューアカデミズムの旗手であったし，島田裕巳は宗教学を一般に分かりやすく解説する若手のホープであった。山折は仏教をはじめ諸宗教に通じ，中沢はチベット仏教を体験的に調査し，島田はヤマギシ会に入会した経験から，教祖と弟子の関係，教団の組織を考えていたことは間違いない。それがなぜ，表向きの顔と裏の顔を見分けるという意味での宗教としての真贋を見誤ってしまったのか？

山折は対談しただけということもあり（山折，1992），特段の説明はしていない（山折，1996）。1995年オウム事件直後の夏に北海道大学文学部で開催された講演会においても，この点には触れなかった。中沢は雑誌『プレイボーイ』において，見抜けなかったことを悔いている（中沢a，1995/4）。島田はオウム報道にゲストコメンテーターとして出続け，ホーリーネームをもらったという根拠のない疑惑騒動や，宗教ジャーナリストからオウムに関与してしまった教え子とその親族への対応の不備を糾弾されて，最終的には，日本女子大学を辞職せざるを得なくなった。その経緯とオウム事件により人生の転換を余儀なくさせられた思いを込めて，2002年に『オウム　なぜ宗教はテロリズムを生んだのか』という500頁に及ぶ大著を出した。同書に対する評価は，渡辺学氏の『宗教研究』（332（第76巻第1輯））における同書への書評が正鵠を得ている。

筆者自身はオウム問題に当時関わったわけでもなく，1992年北海道大学の学祭で麻原が講演した際に，北海道大学新聞から講演聴講の感想をもとめられた程度である。麻原には「特段のカリスマを感じなかったし，ロシアで認められたという社会的是認や，自然科学風の実験により宗教実践の正当性を求めようとする中途半端な人物」といった原稿用紙1枚にも満たないコメントを寄せただけである。仮に，三人のようにメディアでオウムを批評する機会を得たとして，当時，適切な評価をなせたとは思わない。しかしながら，いささかの自戒をこめて何が問題であったのかを振り返れば，こんなことではなかったのか。

宗教を教義と儀礼，信仰によって典型的に描く宗教学の枠組みが勝ちすぎていたのではないか。これはオウム事件後に宗教研究者がオウムによる暴力の根元をヴァジラヤーナの教義に求める（検察しかり）ことへの筆者の違和感でもある。教祖や幹部の恣意性や，教義を具体的な生活に適用する際の実践的な信仰（マハームドラーやポアの具体的な実施形態や，さらには信者勧誘・資金調達の論理など）をあまり見ない傾向が研究者側にあったように思われる。端的に言えば，テキストによって宗教を理解しようという文献学や史学的方法の限界である。その点で，脱会者が告発する「被害」

からオウムの資金調達方法や，修行の問題点をフォローしていった江川紹子（江川，1991）の調査方法がオウムには適切であったということである。このような研究方法のあり方が反省され，方法論の検討がなされているところである（南山宗教文化研究所編，2002）。

しかし，それに加えて指摘されるべきなのは，研究者の視線のあり方かもしれない。宗教学者は宗教者の方を向き，ジャーナリストは教団に巻き込まれた一般の人々を見ていた。このことは分業とみなすことも可能であるが，宗教研究には社会に対する視線も今後は求められてくるだろう。中沢はこう述べる。「だが私は，善も悪も呑み込むという，宗教の思想家なのである。社会的正義の側にべったりと寄り添って，宗教に関わる犯罪行為を糾弾するだけの，宗教ジャーナリストなどと自称している薄っぺらな連中とは，わけがちがう。（中沢，1995：256）」毒気があってこその宗教という宗教研究者が共感しそうな言辞ではあるが，やはり，毒気の方向と程度問題には気を遣わなくてはならないだろう。

註2　第二話（1988年10月2日　富士山総本部）「金剛乗の教えというものは，もともとグルというものを絶対的な立場において，そのグルに帰依をすると。そして，自己を空っぽにする努力をすると。その空っぽになった器に，グルの経験，あるいはグルのエネルギー，これをなみなみと満ち溢れさせると。つまり，グルのクローン化をすると。あるいは守護者のクローン化をすると。これがヴァジラヤーナだね。」

註3　国松孝次警察庁長官（当時）銃撃事件で，殺人未遂などの疑いで逮捕されたオウム真理教元信者4人について，東京地検は7月28日，「証拠が乏しく公判維持は困難」として処分保留のまま釈放した。

参考文献

浅野健一，2004，「犯人扱いに反省ないメディア企業」『週間金曜日』3.5号。
麻原彰晃，1985，『ザ・超能力秘密の開発法』大和出版。
麻原彰晃 a，1986，『生死を超える』大和出版。
麻原彰晃 b，1986，『イニシエーション』大和出版。
江川紹子，1991，『救世主の野望オウム真理教を追って』教育史料出版会。
假谷実，2004，「実行犯との対決」『文藝春秋』4月号，文芸春秋社。
武田頼政，2004，「オウム幹部　死刑の淵から届いた200通の手紙」『現代』4月号，講談社。
宗教法人オウム真理教，1994-5，『ヴァジラヤーナコース　教学システム教本』特別総本部第二上九。
櫻井義秀，1996，「オウム真理教現象の記述をめぐる一考察 ── マインド・コントロール言

説の批判的検討 ――」『現代社会学研究』第9号，pp.74-101。
櫻井義秀，2004 a，「カルト論の構図」『現代社会学研究』北海道社会学会17巻，pp.1-17。
櫻井義秀，2004 b，「世俗化の限界，政教分離への異論：カルト問題における公共性の課題」島薗進編著『講座宗教9　挑戦する宗教』岩波書店，pp.75-103。
島田裕巳，1990，「オウム真理教はディズニーランドである」『別冊宝島　いまどきの神サマ』114　JICC出版局，pp.28-45。
島田裕巳，2002，『オウム　なぜ宗教はテロリズムを生んだのか』トランスビュー。
中沢新一，1981，『虹の階梯～チベット密教の瞑想修行』（ラマ・ケツン・サンポとの　共著）．平河出版社。
中沢新一，1989，『クレア』12月号（「オウムは反社会的かもしれないが，あらゆる宗教で反社会的でない宗教はない」『SPA！』12/6号（「狂気がなければ宗教じゃない」「神秘体験は本物」「オウムの主張は基本的に間違っていない」）『週刊ポスト12月8日号』（「オウム真理教のどこが悪いのか」「顔に似合わずとても高度なことを考えている人」）等。
中沢新一，1995 a，「宗教学者・中沢新一は死んだ！」『週刊プレイボーイ』4/25号。
中沢新一，1995 b，「『尊師』のニヒリズム」『イマーゴ　オウム真理教の深層』青土社，pp.254-277。
南山宗教文化研究所編，2002年，『宗教と社会問題の間 ―― カルト問題を考える ――』青弓社，100-118頁。
藤田庄市，2004，「彼はなぜ凶悪犯罪を実行したのか」『世界』4月号，岩波書店。
森達也，2004，「死刑制度からの抜け道を求めて　鵜飼哲との対談」『現代思想』3月号。青土社。
山折哲雄，1992，『別冊太陽　輪廻転生』77　平凡社。
山折哲雄，1996，「日本宗教の世俗化と『オウム真理教』」国際日本文化研究センター『日本文化と宗教』。
渡辺脩，2004，『麻原を死刑にして，それで済むのか？』三五館。

裁判資料

1　平成7年第141号他，殺人・殺人未遂・死体損壊・逮捕監禁致死・武器等製造法違反・殺人予備に関わる松本智津夫被告に対する東京地裁の判決文，2004年2月27日
2　平成7年第141号他，殺人・殺人未遂等被告事件弁論書書面，2003年10月30日

新聞・雑誌資料については，資料集の出典記載の通り

付記

オウム問題に関わる裁判資料等は，滝本太郎弁護士から閲覧の許可を得た。オウム報道関連資料の収集にあたっては，ライターの松本浩美氏から協力を得た。オウム問題を含むカルト問題に対する見解は筆者個人のものであるが，調査の先々で出会った関係者やカルト批判団体関係者の発言に触発されるところが大きかった。記して，御礼を申し上げておきたい。

オウム報道資料

I　麻原判決関連報道（新聞）

1　全国紙特集

朝日新聞

○特集　オウムと社会：降旗賢一

1）錯覚と幻想の果て「聖戦」：2，1（日）要旨：最終解脱者と聖戦の戦士

2）自立なきゆがんだ思想：2，2（月）要旨：チベット密教修行者　林久義「弟子とグルとの関係性を断ち切ることができずに，逆にそれを利用して弟子達を自分の道具にしていた」。

3）読み間違えた「不殺生」：2，3（火）要旨：真言宗智山派宮坂宥勝管長「真言宗の理趣経にある殺害三界一切有情，不堕悪趣の解釈は，人殺しの悪人でも地獄には堕ちない，救済されると読むべきで，麻原は経典を読み間違えた」。

4）仮構の世界にはまり込む：2，4（水）要旨：神秘体験を信じ，超能力者になろうとする若者。

5）「進化」にすがる不安感：2，5（木）要旨：井上嘉浩被告は尾崎豊に共感，未来を見通せない不安の中で精神的進化を目指した。

6）矛盾見ず，「真理」に服従：2，6（金）要旨：広瀬健一被告早大修士修了。理系エリートが捕まる。元指導教員「人生を語るべき大事な時期に，最近の大学はあまりに専門化されすぎている。」

7）学歴偏重，断てぬ「甘え」：2，7（土）要旨：化学兵器，土谷正美被告，生物兵器，遠藤誠一被告。実験室を与えられたエリート。学歴偏重主義。甘えともたれあいの体質。

8）殻の中，「ワーク」に没頭：2，8（日）要旨：サリン事件，横山真人被告，ワークをすれば解脱すると信じ込んでしまった。自分の興味関心には熱中するが，社会的関心無

し，オタクと変わりない。視野狭窄。逃れられる責任ではない。

9）勝手な終末思想で増長：2，10（火）要旨：世界最終戦争のイメージ，加害者になる可能性を考えなかった。

10）時代錯誤の権力者崇拝：2，11（水）要旨：神聖法王を称する。教団内の専制君主，ハーレム付き。人権・自由意識，民主主義の希薄化を象徴。

11）違和感見極めずに追随：2，12（木）要旨：俗物教祖になぜ従ったのか？　疑う自分がおかしいと考えた？　本物と偽物との区別もつけられなくなってしまった私たちの社会を映す。

12）自ら「指示待ち人間」に：2，13（金）要旨：豊田亨被告，自分で考えることを煩悩と考え，つとめて考えないようにしてきた。武富士盗聴事件の社員と同じ。カイシャの風景。

13）自由を恐れ，権威に依存：2，14（土）要旨：林郁夫被告，ミルグラムの権威への服従を図る心理実験。権威にすがり，自立を放棄した青年は御しやすい。

14）うそ重ねた末の無責任：2，16（月）要旨：被告同士のうそのつきあい，村井に責任をかぶせる公判の証言。無責任体質。教団が破滅したとき，下は上からの指示といい，上は下の暴走という。教祖と弟子の関係。この社会が育てた集団なのか？

15）仮想世界に浸る「戦士」：2，17（火）要旨：軍事集団化。ナウシカ，ヤマト世代。「高度成長期のぬるま湯に育ち，アニメで頭をいっぱいにしながら戦争を仕掛けていた救済者」。

16）「教養難民」，居場所求め：2，18（水）要旨：京大教授竹内洋「教養主義の没落」高等遊民→レジャーランド：大学はマス化し，教養は階級社会への対抗的文化（西欧の反対），卓越化の戦略ではなくなった。受験勉強的階段を上がる修行：ステージ。

17）育たなかった「公共」意識：2，19（木）要旨：京大教授正高信男「ケータイを持ったサル」少子化による母子密着の家庭とIT化によってサル化した女子高生という説。共有するメディアでのみつながる。それを超えた社会性，公共性なし。日本人は退化している？

18）「心の荒野」見つめたい「すさみ」広がる時代：2，20（金）要旨：教団の精神風景は日本全体に広がっているのではないか。善良な市民とは無関係の事件とは言い切れないものがある。

○特別記事　夢　命あれば，きっと近づける：2，15（日）
ある地下鉄サリン事件被害者（男性）について

○特集　教祖の指示どう判断　事件の全容底知れず：2，20（金）
13事件の概要　公判ダイジェスト　事件の構図　他の被告の証言等

○特集　傷あと「麻原」判決を前に

1）「教祖に帰依」今も　教団「総括の材料，ない」：2，22（日）要旨：上祐，疲弊した教団の財政再建，信者獲得のために，脱麻原を目指すが古参信者の反対で頓挫。出家信者が働きに出て稼ぐ昨今。広報部長荒木浩，麻原語らずして，本当のところは分からない。

2）社会復帰，険しい道　元信徒　教団に戻ることも：2，23（月）要旨：玉龍寺（岐阜）住職宮前心山，オウム信者の特徴「学歴とプライドは高いが，現状への不満は強く，社会で孤立している人たち」「そこに絶対的なボスがいて安心した」社会復帰の難しさ。

3）将来阻む「過去」子ども　取り消された合格：2，24（火）要旨：強制捜査時出家していた児童53名，親族に引き取られる。松本被告の子ども，都内私立大入学を拒否された。最高幹部であった女性の子，幼稚園入園するものの，園児激減のために退園を促される。

4）サリン，続く後遺症　被害者　治療「国は補償を」：2，25（水）要旨：視力と身体の自由を失った妹を支える兄家族。河野義行氏，寝たきりの妻を介護。

5）「金と力」兄のように　教祖　失意量ね，一線越す：2，26（木）要旨：生い立ちからたどる麻原の性格。

読売新聞

○特集　裸の教祖　10年目の真実

1）隠し部屋で足震わせ：2，1（日）要旨：なぜあんな幼稚な男を信者が教祖とあがめたてまつったのか？

2）坂本弁護士殺害認め署名押印　翌日一転　土下座で「調書撤回を」：2，2（月）要旨：捜査官「常軌を逸した思いこみの能力。自分の世界に完全に没入し，それを演じてしまうことができる異常さ。そこに，そこしれない生き物のようなおぞましさが生まれ，エリート達がひきつけられたのでは」

3）「取り調べ官の言葉は音以下」〝獄中説法〟に弟子同様：2，3（火）要旨：遠藤被告「尊師は恐ろしい。神通力がある。」弁護人通じ，文書で影響力を行使。

4）「上に立つ」：盲学校に原点「田舎におっちゃだめだ」：2，4（水）要旨：東大法学部を受けるために，予備校へ。代々木ゼミナール。22歳で上京。

5）進学断念，結婚：カネ，カネ，カネ「将来，大きいことをする」：2，5（木）要旨：予備校に通う18歳の女性と結婚。鍼灸院開業。耳バリ，やせる，20代半ばで船橋市内に戸建て。ニセ薬で1000万のもうけ。薬事法違反で罰金20万。

6）OL悩み相談　オカルト　選挙出馬「日本沈没」も自作自演：2，6（金）要旨：鳳凰慶林館，ヨーガを勧める。空中浮揚写真がオカルト雑誌に。88年末に信者3千人。89年，東京都庁に宗教法人認証を迫る。サンデー毎日に抗議。90年衆院選，真理党1783票。石垣島セミナー。

7）「地獄へ落ちる：」深夜の呪文　傍若無人の「理想境」：2，7（土）要旨：熊本県波野村，山梨県上九一色村にサティアン建設。地域住民と葛藤が始まる。

8）包囲網におびえ　最後の抵抗「テロやり続けろ」：2，8（日）要旨：3，22の強制捜査は1500人の警察官。5，5新宿青酸ガス事件。同日夜，林がサリン事件を供述。
9）「教祖辞任」宣言　10か月で撤回　身勝手な饒舌：2，10（火）要旨：96年，破防法弁明時に。9時間に及ぶ公安審査委員会における陳述。保釈を期待した？
10）元側近・岡崎被告　本紙に手紙　支配欲の強い「怪物」：2，11（水）要旨：岡崎一明，玉龍寺（岐阜）住職　宮前心山「神秘体験は修行の入り口に過ぎない。麻原はそれを解脱と誤解した。」信者は自発的な思考停止状態に陥ったと信者の弁護団は語る。
11）「現世は悪，教団は善：」決別しきれぬ信者ら：2，12（木）要旨：現役信者，西田公昭「脱会しても社会に対して否定的感情が残る」，楠山泰道「教団善，現世悪の二極論から抜けがたい」の見解。カウンセリング200人中，脱会したもの40人。教団信者1600名は4年間で変化無し。
12）公安審「依然，松本が絶対者」緩められぬ監視：2，13（金）要旨：脱麻原の上祐路線支持されず，麻原回帰。破防法の不適用は正しかったのか？　滝本太郎「国や社会が厳しく監視していくしかない。」

○特集　誤算の法廷
上　引き延ばし戦術の挙げ句　被告もソッポ　支柱まで失った弁護団　安田弁護士まさかの逮捕：2，23（月）要旨：死刑廃止運動のリーダーであった保田弁護士，渡辺弁護士は，裁判の長期化によって被告の延命も考え，真相究明に時間をかける。98年，保田弁護士退任。
中　「全員死刑だ」「松本一人でいい」弟子の量刑　揺れた検察　被害者「松本は5回でも死刑に」：2，24（火）要旨：組織犯罪の真相解明に貢献したとして，実行犯の林被告は無期，現在，服役中。98年以降，松本被告，完全黙秘。
下　「5年以内の判決」目指したはずが：事件・争点絞り込めず　長期裁判の象徴に：2，25（水）長期化の理由は，1．検察側が起訴する事件数を減らす時期を誤る。2．分割・平行審理が弁護団に拒絶される。大量事件を一件ずつ審理。

毎日新聞
○特集　オウム　裁かれる教祖　松本被告判決を前に
1）忘れ形見　父求める娘の怒り：2，8（日）要旨：被害者の現状1，地下鉄日比谷線で亡くなった男性の娘8歳の日常（事件の1ヶ月後に出生）。
2）後遺症　家族で支え：2，10（火）要旨：被害者の現状2，光を失い，車いす生活を余儀なくされた40歳女性と介護の家族の日々。
3）被害者6000人に不安　国のケア薄く：2，11（水）要旨：被害者の現状2，化学物質過敏症になった女性，PTSDの男性，被害者6000人の多くは放置されたまま。
4）拘置所の岡崎被告「決別促す」手記：2，12（木）要旨：元幹部　岡崎一明，現役の信者に対して，「重刑に処せられる法友たちが最期の日までざんげと贖罪の猛省の中で死

んでゆく姿にも思いをはせてほしい」

5）過去問い直す元側近　一人だけの暴走か：2，13（金）要旨：匿名元幹部，元広告塔鹿島とも子，幹部信者の責任逃れが気にかかる。教祖に代わり情報を収集し，競って教祖をその気にさせてきたのは，自分も含めた弟子達ではなかったか。

6）出所後，再び教団に　呪縛解けぬ親子：2，14（土）要旨：匿名元信者と家族，95年以降に逮捕された信者約450人のうち，約120人が教団に戻った。

7）坂本事件真相求め「無念」に向き合う：2，15（日）要旨：江川紹子，「普通の人生にこそ尊さがある」ことを若者に伝える役割を自らに課す，大山友之さん「ずさんな操作を放置して，法廷にだけ真実の発見を求めるのは酷だろう」。

8）井上尋問〝強行〟沈黙招き大誤算：2，16（月）要旨：麻原弁護団，96年10月以来，被告と意思疎通不能。弁護側の尋問時間は検察側の約5.1倍。8年の長期裁判と真相を語らないままの教祖。

9）答えなき裁判　心法廷にあらず：2，17（火）要旨：麻原について，考えられる精神状態は，「演技・詐病」「狂気，妄想」「本人の意志」。

○特集　沈黙の教祖に審判：2，18（水）

13事件に関してのまとめ，3大事件（坂本事件，松本サリン，地下鉄サリン）の構図等。

○コラム　オウム事件を語る

1）「無駄ない」教育背景に　佐木隆三：2，19（木）要旨：今の理科系の学生は無駄なことをしない，哲学・文学等読むだろうか？　超常現象・超能力をメディアが持ち上げる。「苦労人で人心掌握術にたけた松本被告からちょっと特別扱いされただけで，真理が手近にあるような錯覚を起こしてしまったのだろう。」

2）若者対策と規制新法を　国松孝次：2，20（金）要旨：動機が曖昧か，狂信的な理由による犯罪増加で体感治安は悪化。若者の閉塞感。ある条件を満たした団体は反社会的だという定義を明確にして，警察が監視，或いは解散させる法律を作ることに国民のコンセンサスが必要。

3）問われる「宗教からテロ」島田裕巳：2，21（土）要旨：社会に強い不満や危機感を持った若いインテリ層が，世の中をうまく変えていく手だてを見いだせないとき，陰謀史観に惹きつけられた。オウムとアルカイダの類似性。

4）被害者救済　国の責任　河野義行：2，22（日）要旨：警察による自白強要，マスコミの無責任な報道は許せない。彼等は社会復帰を望んでおらず，解脱や悟りを求めているのだから，われわれが無理に社会復帰しろという権限はない。

産経新聞

○特集　世紀の裁判〝迷走〟8年：2，12（木）

教祖に帰依　続々回帰　事件真相語らぬまま

要旨：裁判の経過，事件の概要，争点，発言，他被告の公判状況，サリン被害者の現在等。解説記事「実のある撤退　訴因を縮小　裁判迅速化の一助」土本武司による解説。

○特集　教祖の罪

1）被害者たちの「今」：2，20（金）要旨：河野義行さん，仮谷清志さん遺族，高橋シズヱさん。

2）遅すぎるざんげ　岡崎「教えは間違いだ」信者に手紙を送り続ける：2，21（土）要旨：オウム信者に典型的な「強い優越感と，修行者としての高いプライド」のために，非の打ち所のない反省や謝罪をする元幹部であっても，「被害者や遺族の苦しみを目の当たりにし」叱責されるまでは，自己の傲慢さに気づかない。

3）戻らない家族　刑罰受けても帰依捨てず　親「麻原は絶対許せない」：2，22（日）要旨：刑期を終えて教団に戻った信者は幹部級を含めて100名を超す。

4）現実見えない信者「現世は幻」教義に固執　麻原の力信じ来世に恐れ：2，23（月）要旨：2，8オウム真理教家族の会シンポジウムの様子，浅見定雄，永岡弘行の談。元信者「麻原がいない今，教団というレッテルだけで見ず，背景にある親子問題や，なぜ社会を捨てたかという点にも目を向けてほしい。」

5）いぜん続く捜査　呪縛を解く手段は逮捕　威信かかる「長官事件」：2，24（火）要旨：最重要指名手配犯として，平田信，高橋克也，菊池直子の3名に，全国でローラー作戦が繰り返されている。

6）生かされぬ教訓「白装束集団」捜査に不満　公安警察構造改革進まず：2，25（水）要旨：極左，右翼等思想犯を扱う公安警察が，カルト集団，イスラム過激派にシフトチェンジが求められたが，十分な対応を行う体制にない。

7）〝闘い〟の跡「オウム」とは何だったのか　得ることのなかった答え：2，26（木）要旨：上一色村の竹内精一氏，茨城県三和町の総務部長，茨城県竜ヶ崎市の市教委関係者の談。それぞれに爪痕は残る。

日本経済新聞

○特集　オウム　闇の決算

1）8年：漂う無力感　沈黙の教祖　遠い真相解明　迅速真理の努力空しく：2，12（木）要旨：両サリン事件の負傷者3938名から18名を残し，起訴を取り下げ，薬物製造他4事件も取り下げたにもかかわらず，長期化して，なお，真相は闇の中。

2）「なぜ」時が止まった遺族　謝罪の言葉聞かれぬまま：2，13（金）要旨：松本サリン事件被害者遺族，公判からも足が遠のく。長男当時26歳の墓石には，「毒ガス事故により死亡，オウム真理教の犯行によるサリン事件と判明」と記す。仮谷清志さん遺族，井上被告と接見「判決後も心の隙間を埋める戦いは終わらない。」

3）つきまとうサリンの影　健康被害ぬぐえぬ不安：2，14（土）要旨：地下鉄サリン被害

者，化学物質過敏症，生活環境の大幅改変を余儀なくさせられる。リカバリーサポートセンターの調べでは，430人中6割が体調不良を訴え，四分の一がPTSD予備軍。

4）「補償」の意味問いかけ　治療・生活：かさむ費用：2，15（日）要旨：地下鉄サリン事件被害対策弁護団事務局長中村裕二，9.11同時テロの国家補償一人平均2億円余と彼我の差。地下鉄事件被害者3701人の労災認定補償費計6億7千万，しかし，後遺症や生活費等の補償はない。

5）「呪縛」の魔手　闘い今も　心の渇きにつけ込む：2，16（月）要旨：チベット密教修行者林久義，教団の教義に正面から向かい，元信者の呪縛を解く。小田晋「マインド・コントロール」，浅見定雄「心のより所が見つからずに，再びカルトに入るものも」。日本脱カルト研究会の紹介。

6）「解脱へ」止まらぬ妄想　武装・洗脳・凶行の連鎖：2，17（火）要旨：間違いを正す師匠を持たない教祖，教団の思い上がり。それに気づくまでに払われた代償が大きすぎる。

7）高学歴者が陥った錯誤　理想求め狂気の世界に：2，18（水）要旨：小浜逸郎「若者にとって学生運動に代わる受け皿の一つなった」全共闘運動との対比。西田公昭，新興宗教には「きっかけさえあれば誰もが陥る危険性がある」。

8）地域と軋轢　埋まらぬ溝　拒絶が拒絶生む悪循環：2，19（木）要旨：地域住民の生活が一変，信者入居のマンション3DK 2000万相当が300万に暴落。教団には経済的，社会的弱者も多く入信しており，「社会からいじめられている」という孤立感を批判によりさらに強めている。滝本弁護士，世間と向き合わない信者の精神構造を指摘。

9）若者の入信今も絶えず　悩みを抱えて現実逃避：2，20（金）要旨：平岡正幸牧師，若者がカルトに走るのは「気軽に悩み事などを話せる環境がないこと」に加えて「現代の社会システムが心理的な弱者を生みやすいことを熟知した勧誘の手口」のせいもある。

○特集　オウム松本被告27日判決

上　指示・共謀どう認定，公判の経過，渡邊弁護団長に聞く「意思疎通の不足，心残り」：2，23（月）

下　主な被告の球形・判決　河野義行さんに聞く「被害者補償，国がすべき」：2，24（火）

東京新聞

○特集　決別　元信者の告白

1）錯覚の果てに　教祖の反省願う元高弟　今も続ける脱会信者のケア：2，11（水）要旨：脱会カウンセリングを行う元信者「自分が修行者ではなく，救済者，預言者であると信じ込んだ結果，教団は妄想集団になってしまった」

2）教団離れた弟　遠くであった事件のよう　整理つかぬ心：兄を待つ：2，12（木）要旨：団体規制法をきっかけに教団を離れた弟と刑務所で修行を続ける服役中の兄。

3）再婚し子どもも：　忘れぬことが償い：2，13（金）要旨：「ニューナルコ」で2年間の記憶を消された元信者。妻子を連れて出家，1年後に脱会，離婚，再婚。「教祖がもっていた世の中へのコンプレックスと，社会になじめない信者の思いが一致したから，教団はあれだけ大きくなったのだと思えるのです。」

4）不安の居場所　自ら人生引き受けて：2，14（土）要旨：教団関連企業の支店長を務めた元女性信者，DV相談員も。「私たちは自分の不安を押しつける対象が必要だった。だから松本智津夫が尊師になれた。人生を自分で引き受ける覚悟を持てない人たちが増えていけば，第二のオウムが生まれると思うのです。」

5）呪縛乗り越え「本物の慈悲」求め修行：2，15（日）要旨：学生時代に出家した元信者。修行仲間が今も教団に。「中にいた方が楽なんでしょう。しかし，遺族や被害者の気持ちを考えると，いくらお金を稼いで賠償したって，教団に留まっている限り通じないんです。」

○オウム以後の日本人の心　島薗進

上　現代に宗教暴力の衝撃　精神的空白へ『問い』つきつける：2，17（火）夕刊要旨：9.11，現代世界への怒り，悪に対する挑戦が宗教的暴力でなされるという同時代性。若者を惹きつけなかった既成宗教，日本人は無宗教という言い方に潜む精神の弱さ。日本人の心の中で全く新しいものが生じている。

下　国家や国民的伝統へ回帰　もたれあわない『つながり』求めて：2，24（火）夕刊要旨：1990年代，精神的空白を埋めようとする靖国，愛国心の教育を求める保守的政治家の動きと，日本人の原点を探ろうとする縄文文化論。他方，死に直面した人々を支える自助グループが語るスピリチュアリティ。「オウムを通過した後の，もっとタフな霊的個人主義」が芽生え始めている。

○地下鉄サリン実行犯　広瀬健一被告の手記，後半部分，なぜ，オウムにおり，殺人を犯したかの説明に関わる部分「現在，私は神秘体験に宗教的な意味を認めていません。神秘体験は単に脳内神経伝達物質の活性化によって幻覚的体験が起こったもので，それ以上の意味はないと思っています。ヨガの業法やオウムの生活環境はこれらの物質を活性化させるのです。── 神秘体験はどのようにも意味づけられるので，荒唐無稽な教義が現実として感じられかねません。オウムでは周囲の人も同じ神秘体験をしているので，教義の世界そのものの環境が形成されていました。そのために，信徒達は現実を見失い，麻原の指示に従って反社会的行動を取るに至ったのだと思います。」

①神秘体験にとらわれて：2，18（水）
②常識より教義が現実：2，19（木）
③衆院選惨敗しポア宣言：2，20（金）
④「悪業の消滅」信じ込み：2，21（土）
⑤償いを：焦燥と無力感：2，22（日）

○特集　喪失　被害者たちのオウム事件

上　光りは戻らず　あの日から『闇の生活』：2，24（火）リンチ殺人被害者富田俊男さんの遺族，仮谷清志さんの遺族

中　飾れぬ遺影　警察にも不信感：2，25（水）大山友之さん，坂本弁護士の妻の父。

下　消えない傷　不十分な国の支援：2，26（木）地下鉄サリン被害者，症状は多様，副生成物への被ばくもある。事件が起きた日が近づくと「記念日症候群」。「サリンと疾患の因果関係がはっきりせず，社会的に救済するシステムがないため，自分を心理的に追い込んでしまう人も多い。」

○2，26夕刊

1）贖罪　いばらの道　オウム元「広告塔」鹿島とも子さん　有罪判決後　介護，歌：探す日々

2）論稿　オウムを生んだ時代『終末思想』を巧みに利用　テロと一重の現世否定　高橋紳吾「70年代の若者達が，具体的な権力に立ち向かったのと比べ，カルト信者の終末思想は，意識の中で体制を無意味化させるという，よりラジカルな心理装置を有している。現実世界よりも輪廻転生を，実際の家族よりも教祖らと疑似家族を優先させ，極端な現世否定へと向かった。そこからテロへは紙一重だったのである。」

赤旗

○特集　オウム事件　被害者の叫び

1）謝罪なくしては終わらない　上九一色村から：2，21（土）要旨：竹内精一，日本共産党上九一色村村議，90年よりオウムとの戦い。村民は建築違反，異臭，廃液等を県警，土木事務所，保健所などに立ち入り検査を求めたが動きが鈍かった。サリン事件は防げた。国の責任も問わなければならない。

2）なぜ息子を殺したの　松本サリン遺族1：2，22（日）要旨：松本サリン事件，7名死亡，580名の重軽傷者。26歳で長男を亡くした遺族の悲しみ。

3）時計止まったまま　松本サリン遺族2：2，23（月）要旨：23歳の次男を亡くした遺族。黙秘を続ける麻原，息子はなぜ殺されたのかという被害者の感情が裁判の外に置かれたまま。

4）寝たきりの妹支え　地下鉄サリン：2，24（火）要旨：12名死亡，5500人重軽傷。「テロによって，妹は国の身代わりになった。家族も被害者，自由を奪われた。」家族にも下のことがあった場合，誰が面倒を見るのか。将来への不安。

5）真相突き止めたい　坂本弁護士一家殺害　大山友之さん：2，25（水）要旨：神奈川県警の初期捜査のミス。岡崎証言を生かせない，現場の血痕，オウムバッジの発見も生かせなかった。しっかりした捜査があれば，サリン事件は防げた。事件当夜，ドアの鍵は開いていたという岡崎の供述の真偽を，用心深かった子供達の名誉のためにも明らかにしてほしかった。

○2，26
◎オウム松本被告あす判決「自分で考える」勇気を　残した教訓：14面（社会面）

2　判決当日　コメント編

朝日新聞

○2，27夕刊
◎松本被告　死刑判決へ：1面トップ
松本サリン。坂本さん一家殺害「首謀者」，有罪認定
東京地裁　主文，後回し
腕組み，つぶやき（松本被告）
松本智津夫被告の起訴事実
◎オウム松本智津夫被告への判決理由：4面
――坂本さん一家事件・松本サリン事件など（要旨）
◎沈黙の殻　教祖逃避　真相は闇　遺族無念：20面，21面（社会面　見開き）
・教団本部周辺　警官30人警戒，住民「信徒の反応心配」
・「控訴せずに刑に服して」松本サリン弁護団
1）坂本さん事件　娘のため，追及続ける（遺族　大山友之さん）
2）松本サリン　判決区切りにしたいが（遺族）
3）地下鉄サリン　謝罪もなし，傍聴やめる（遺族）
□オウム法廷：降旗賢一
「弟子に責任」心貧しき男　専横なぜ許したか　徹底して命おとしめ　戦後社会一つの帰結　加害者に転ずる危険
・ドキュメント　厳重警備400人，傍聴求め4600人，弁護団「話せず」
・拘置所の息子が哀れ　元信徒の母，判決迎え語る

○2，28朝刊
◎松本被告に死刑：1面トップ
13事件すべて指示「極限の非難に値」弁護側は控訴
◎天声人語：1面コラム
◎社説「何がオウムを生んだのか」教祖に死刑判決：2面
◎マンガ　そして，「判決」を捧ぐ：やくみつる：3面
◎松本被告に死刑：29面（東京）
・防毒・検地　対策を強化　サリン事件　9年の東京消防庁
・「区民と共に今後も対策」世田谷区長
◎「オウム」映したもの：30面
識者コメント

1）さまよう教団に法の網を（元警察庁長官　国松孝次）
2）「変革期」日本社会の縮図（宗教人類学者　植島啓司）
3）異物排す感情むき出しに（映像作家　森達也）
・主な被告の事件での役割と公判状況
◎「虚言操り，残酷の極み」－松本智津夫被告判決理由の要旨：31面
教団の設立・発展・武装化
名指し「ポア」指示～坂本さん一家殺害事件
強い殺傷能力認識～松本サリン事件
リムジン内で共謀～地下鉄サリン事件
被害者の恐怖　極刑相当～量刑理由
・「3大事件」の争点と判決の認定
◎テロ首謀　結局無言　消えぬ謎　続く究明：38～39面（社会面　見開き）
・動機・背景なお焦点・控訴審　迅速審理か徹底分析か，弁護団，最後の会見　控訴審担当に松井武弁護士
・残る未解明事件　警察庁長官の銃撃，元幹部刺殺の背景，逃亡3信徒の行方
・被害者賠償　遅れる支払い　残り約5億円　教団財政悪化
・「改めておわび」教団が談話
・「死刑は当然」小泉首相
□オウム法廷：降旗賢一
宣告時，腰落とし抵抗　反論すらない「落ちた偶像」
・「ヘラヘラ笑う被告，むなしい」（遺族コメント）
・「死刑でも軽い」（遺族コメント）

読売新聞
○2，26夕刊
1）オウム分派活動　脱会60人　今も松本被告崇拝
2）坂本弁護士一家殺害　初動捜査「反省と教訓」97年神奈川県警が内部記録

○2，27朝刊
◎編集手帳：1面コラム
◎不毛の8年　記者たちが見た松本裁判：29面
・弟子を口封じ　ひたすら命を惜しむ
・延々と空虚な尋問　動機に迫れぬまま
・突然「私は全面無実」公判の転換点
・意味不明の英語　実は周到な「おとぼけ」
・長期化　核心に未解明部分「世紀の裁判」が示した限界
・松本智津夫被告の主な公判経過

◎オウム松本被告　きょう判決：38～39面（社会面見開き）
・遺族苦悩8年に節目
小2の娘ただ無言～地下鉄サリン　母「極刑以外ない」～松本サリン　父「命ある限り解明」～坂本一家殺害
・「13事件の首謀」濃厚　被告沈黙　弟子の証言もとに結論
・後遺症の被害者救済を　国への注文　遺族ら訴え
・教団の動向注視　警察庁長官

○2，27夕刊
◎松本被告死刑判決へ：1面トップ
「弁護士殺害，松本サリン指示」オウム犯罪首謀　あくびとニヤニヤ笑い
◎よみうり寸評：1面コラム
◎松本被告の指示　明確に：2面
判決のポイント「家族一緒に」命令　サリン殺傷力認識　ドキュメント
◎オウム松本被告判決要旨：3面
田口さんリンチ殺害　坂本弁護士一家殺害　松本サリン　サリンプラント建設　滝本弁護士サリン襲撃　自動小銃密造　落田さんリンチ殺害
＊午前中読み上げ分
◎裁きの朝　怒り胸に　苦しみ　終わらない：30～31面（社会面見開き）
・長すぎた裁判「犯罪埋もれてしまう」教団施設　傍聴希望の列に元教団女性幹部～元信者　かつての拠点　護送
・弁護団に不信感　沈黙のまま神格化怖い（佐木隆三氏，西田公昭氏のコメント）
・「あの子の名，つらかった」父と母，兄（遺族の様子）
・「刑執行が本当の区切り」妻（遺族の様子）

○2，28朝刊
◎松本被告に死刑判決：1面トップ
「極限の非難に値」オウム13事件指示　弁護団控訴し辞任
◎論考2004　オウムの呪縛　どう解く　社会部長植崎憲二：1面
◎編集手帳：1面
◎カルト対策なお途上：2面
◎空疎な反論　すべて却下　弟子証言〝決め手〟地下鉄サリン謀議「高い信用性」：3面
◎社説　惨劇の教訓は生かされていない：3面
要旨：破防法適用見送り，新法制定の必要性
◎オウム事件：4面（政治面）
・政府の危機管理に変化　宗教法人法改正の契機に
・与野党から「迅速裁判」求める声

◎教団存続　なぜ：13 面（解説）
　挫折感や虚無感抱える若者達の居心地いい場所
◎オウム松本被告判決（要旨）：14～15 面
◎松本公判　行方と課題：16 面
　・控訴審　開始まで何年？
　・オウム債務 50 億　配当わずか 13 億
　・被害者「医療制度，早期確立を」
　・今なお絶えぬトラブル　住民と信者
　・主なオウム真理教施設の現状，拠点施設
◎ひきつる教祖　威厳なく「あさましい動機」指弾：38～38 面（社会面　見開き）
　・両足広げ起立拒む　引きずられ陳述台へ
　・弁護団全員辞任「これ以上はもたない」
　・宗教を隠れ蓑　支配欲　国家転覆
　・信者淡々修行や行事
　・識者コメント
　1）見えなかった本質　土本武司
　2）聞けなかった言葉　大沢真幸（京大大学院教授）
　　・関係者コメント
　　永岡弘行　江川紹子　滝本太郎　楠山泰道　元信者　井上幸彦（元警視総監）

○ 2，28 夕刊
　特別寄稿「怒り収まらぬが区切りつけねば」高橋シズヱ

毎日新聞

○ 2，26 朝刊
　松本被告あす判決　静かに待つ「その日」
　要旨：河野義行さんの現在

○ 2，26 夕刊
　松本被告あす判決　真実語るのは無理　元教祖にあきらめ　オウム脱会信者　現役なお 1650 人

○ 2，27 朝刊
　要旨：記事はすべて 31 面（社会面）
◎無念の死　友の胸に　地下鉄サリン救助で被害　元警視庁警部
◎「 8 回の死刑を」被害者の会代表
◎不断の情報収集　重要さを学んだ　警察庁長官会見

◎松元被告全公判　唯一立ち会う　判決言い渡す小川正持判事

○2，27夕刊
◎松本被告に死刑判決へ　首謀・指示を認定：1面トップ
◎近事片々：1面コラム
◎特集ワイド　今また平成の大合併にほんろうされる　山梨県上九一色村を歩く：2面
◎不適な笑み　心どこに　重ねた時間　傷痕深く：12～13面（社会面　見開き）
・教団施設，反応なし　ドキュメント
・腕組み，うなり声　殺害指示認定に「ふん」
・遺品の万年筆でメモ　松本サリン事件で犠牲　小林さんの母房江さん
・松本被告語録　選管がインチキ，私はキリスト，ストップ命じた

○2，28朝刊
◎松本被告に死刑：1面トップ
オウム13事件を首謀「極限の非難に値」弁護団は控訴　全員辞任
◎余録：1面コラム
◎解明・立証　今後に課題：2面（ニュースの焦点）
・コメント
1）「本人供述」に努力を　浅見定雄
2）組織犯罪　一括審理で　渥美東洋（中央大教授　刑事法）
◎確定までなお数年：3面（ニュースの焦点）
2審は私選弁護人　14被告が係争中
◎社説　教団の「闇」が未解明でよいか：5面
◎松本智津夫被告　東京地裁判決（要旨）：16～17面
・その他　解説　事件の経緯　データアラカルト
◎「日本の王を空想」闇残し　続く問い：30～31面（社会面　見開き）
・沈黙の「支配者」挙動は移ろい　その瞬間，動かず
・夫の魂と聞いた「当然」でも「無念」「敵討ちしたい」被害者妻「道義的責任果たせ」河野義行さん
・「2審では口開いて」弁護団会見
・「愚かな日本人」も裁かれる　牧太郎・専門編集委員　傍聴記

○特集　裁かれる「オウムの野望」：3，4（月）

産経新聞

○2，26
1）オウム在家信者　麻原被告への強い帰依「グルのためなら死んでも」公安当局警戒
2）弁護団長インタビュー「みんなくたびれている」

○2，27
◎オウム麻原被告　きょう判決：31面（社会面）
・事件の教訓糧に　テロ想定安全確保へ対応強化
・各地で軽快　警視庁400人動員　地下鉄はゴミ箱撤去
・全面無罪主張も極刑の公算大
・冷ややか「死刑当然」元幹部岡崎一明被告

○2，28
◎麻原被告に死刑判決：1面トップ
・オウム13事件首謀，指示「極限の非難に値」
・事件幅広く見詰め直す時
◎産経抄　1面コラム
◎オウム麻原被告に死刑判決：2～3面（総合面　見開き）
・非合法化後も活動　海外最大拠点ロシア　日本送金，麻薬も密輸？
・海外メディアも高い関心
・当別手配3人の情報に懸賞金　総額600万円
・「死刑は当然」首相
・談話　笠間治雄（東京地検次席検事）　野沢太三法相　オウム真理教
・「教祖帰依」根強く　一部信者暴発危惧　団体規制法では不足
・裁判員制度で審理なら重大事件では負担
・「検察官主張を上塗り」弁護団批判
・弁護団に疑問の声　一括審理を強行，被告に迎合，「無実」の言いっ放し
・小川裁判長　主な関与事件
・数字で見る麻原裁判
◎社説　死刑でも納得できぬ気分：2面
＊テロ対応の必要性
◎識者談話：4面（総合）
・カルト対策　まだ不十分　国松孝次（元警察庁長官）
・破防法の適用見送りは残念　土本武司（帝京大教授）
・「純粋な」妄想患者ではない　小田晋（帝塚山学院大教授）
・残党解体が民主主義の課題　有田芳生
・資金など未消化の部分残る　島田裕巳
◎メディアに課題残す：4面（総合）
犯人誤報　ワイドショー　集団的過熱取材
◎オウム真理教　麻原彰晃被告の判決要旨：6～7面
日本の王たらんと空想　人間の尊厳一顧だにせず　悪質極まりない虚言がもたらした犯行　大量殺人まで止めどなく暴走

◎「愚か」断罪も薄笑い　遺族ら癒えぬ悲しみ：30～31面（社会面　見開き）
- 死刑よりも重い罰はないのか　不真面目な姿，むなしさ（地下鉄サリン事件被害者），15年目：亡き息子と会話（坂本弁護士一家遺族），真相解明へ民事で追及（仮谷さん遺族）「悔しい」以外ない　河野さん，病床の妻に報告
- 「家族もやるしかない」教祖の犯罪振り返る
- こんな男に振り回されたのか　逮捕時に捜査指揮　山田さん傍聴　最後まで反省なく「沈黙：子ずるい」
- 元信者「当然，判決遅すぎた」「まだ解決していない」
- 揺れた街　住民「割り切れぬ」

日本経済新聞

○2，26
「8年裁判」の問いかけ　導入準備進む「裁判員制度」重大事件審理どう短縮

○2，27朝刊
◎オウム松本被告　きょう判決：1面
◎沈黙の「教祖」裁きの日：43面（社会面）
- 拘置所周辺は限界
- 「8回の死刑に」地下鉄サリン被害者の遺族
- 「8年裁判」松本被告語録「その名前は捨てました」「私が背負う」一転「無罪」「ここは裁判所ではない」「アイ・キャント・ストップ」「全面無罪宣告している」

○2，27夕刊
◎松本被告　死刑判決へ：1面トップ
首謀者と認定「ポア指示は殺人」
◎断罪の場　うなる「教祖」殺害・襲撃　次々と命令：18～19面（社会面　見開き）
- 教団の＠麻原回帰」警戒　公安調査庁
- 坂本弁護士一家殺害「ポアしなければ」松本サリン「効くかやってみろ」
- 「歴史的な判決」傍聴券求め4658人
- 小川裁判長　初公判から立ち会う
- 突然歯をむき出して笑う　警務間注意，顔しかめ
- 教団施設はひっそりと　世田谷，警官が軽快
- 「疑問消えることない」松本サリン事件遺族の伊藤さん「最後」は自ら傍聴
- 被告乗せたバス　様子うかがえず「おとり」車両使い警戒

○2，28朝刊
◎松本被告に死刑判決：1面トップ
オウム13事件地下鉄サリンなど「極限の非難に値」弁護側が即日控訴

◎春秋：1面コラム
◎社説「現代の狂気」を裁いた松本死刑判決：2面
◎控訴審も波乱含みに：3面（総合）
・弁護団降板　新たに私選弁護人
・身勝手な沈黙「なぜ」に迫れず
・長期化するオウム裁判　公判の経過
・「死刑は当然だ」首相がコメント
◎松本被告への判決要旨：38面（社会面）
オウム国家の建設企てる　人間の尊厳一顧だにせず
◎凶行生んだ空想・欲望　見えぬ真相　遺族無念：38～39面（社会面　見開き）
・識者コメント
1）事実判明少なく「通過点」江川紹子
2）社会背景考慮していない　島田裕巳
3）沈黙では真実追究できず　佐木隆三
4）「主犯」鮮明になった　板倉弘（前日大司法研究所長）
・地下鉄サリン大震災並み惨事狙う　車内で謀議，指示
・オウム事件全被告一審判決出そろう
・「動機，浅ましく愚か」断罪の時，立ちつくす
・無力感「あんな男に：」遺族や被害者
・弁護団「検察側の主張上塗り」
・信者らは硬い表情　住民「新たな戦い始まる」

東京新聞

○2，27朝刊
◎麻原被告にきょう判決：31面（社会面）
・松本サリン事件『一日でも長く一緒に』妻に河野さん
・怒りは消えず　小林さん夫妻　向き合う二男の死『区切りつけたい』
・あえて受けた弁護の役だが「悔いいっぱい」
・命奪った者　命で償って」夫を亡くした高橋さん会見
・「狂信的集団へ対処法が課題」警察庁長官会見

○2，27夕刊
◎麻原被告死刑へ：1面トップ
・坂本一家殺害など首謀　松本サリンも指示
・暴かれた「宗教者」の仮面『事業としてやる』野望の果て：転落
◎麻原被告判決理由の詳細（午前分）：2面
◎審判の日　笑う教祖　世紀の大罪　癒えぬ傷：10～11面（社会面　見開き）

・傍聴続けた在家信者『父』へなお思慕の念『教団の存亡，瀬戸際に』
・主な弟子達の公判状況
・麻原被告　主な発言　井上証人，飛んでみてくれ　事件は弟子たちが起こした
・257回　全公判見つめる　宮崎事件も担当　小川正持裁判長
・法廷　響くうなり声　腕組みあくび　届かぬ怒り
・「事件に負けたくない」営団地下鉄・高橋一正さん　妻シズヱさん　被害者救済へ法整備奔走
・信者の出入りなく　集団居住のマンション
・被告奪還防止　偽装の護送車　警視庁
・極刑当たり前　控訴しないで　松本サリン遺族　400人で厳戒体制　東京地裁周辺
・傍聴券38枚に4658人が長い列

○2，28朝刊
◎麻原被告に死刑判決：1面トップ
・オウム全事件の首謀認定『極限の非難に値する』弁護団は控訴
・審判におびえ，拒否　麻原被告　言い渡しに体揺すり
◎筆洗：1面コラム
◎8年裁判　真相に届かず　麻原公判が残した教訓：3面（総合）
・事件後，多くの若者がオウム信者に共感　社会病理の解明に限界
・裁判員制でさらに困難も
・〝信者〟はいま　地域に拒否感　トラブル多発
◎社説　残された課題に真剣に：5面
＊政府，自治体，再発防止の取り組みを
◎麻原被告公判　TV各局　判決の瞬間，混乱も　直前から特別番組：18面（芸能・番組）
◎麻原被告判決の詳報：20～21面
◎麻原被告死刑判決　怒りや悲しみ　何も変わらない：27面（東京版）
駅関係者ら『当然』霞ヶ関駅2倍の職員を動員　築地駅『かわいそう』と回顧
◎こちら特報部　ポスト「オウム」カルトは今　地球環境　癒しなど　隠れミノ：28～29面（特報　見開き）
終末思想　伝道の道具　ソフト化　小集団乱立『イラク』『北』：不安あふれる『宗教は信じないけど』『予言は信じちゃう』
＊大学の取り組み，JDCC，弓山達也，西田公昭
◎終わらない悲しみ　教祖　心消したまま
・信者操った疑問残す
・弁護団完敗『弟子の暴走』通ぜず『事件発生した経緯わからず』弁護団が判決批判　教団幹部ら姿を見せず『死刑判決は一つの区切り』元信者ら反応
・進まぬ被害弁済　生活費稼ぎに信者バイト

・遺族「極刑でも足りない」遺品万年筆で「死刑」記す「予想どおり。違和感ない」松本サリン被害河野さん「仏壇にやっと会話できる」坂本弁護士の母さちよさん「警察，弁護団にも責任」地下鉄サリン遺族の高橋さん
・『村のイメージ変わらない』上九一色村の元村長
・識者コメント
　1）メカニズムの解明は不十分　滝本太郎
　2）「宗教が原動力」読み取れる　藤田庄市
・逃亡中の特別手配続く　減る情報提供

赤旗

○2，27
◎弟子への指示が争点　オウム松本被告きょう判決：14面（社会面）
・サリン被害者　自分を奮い立たせる日々
・反省点になった　警察庁長官

○2，28
◎松本被告に死刑判決：1面トップ
「命の重み一顧だにせず」オウム事件で首謀者認定
◎社説　被害者の声が届いているか：2面
◎オウム事件・松本被告への判決　市田書記局長がコメント：2面
◎オウム事件　極刑判決で終わらせない　問われる行政・警察の責任：3面
・遅れる公的救済「アフターケア」制度も知らされず
・健康被害も深刻
・関係者コメント
　1）「間違い」と謝罪してほしい　永岡弘行
　2）警察が強制捜査遅らせた　竹内精一（上九一色村村議）
◎苦しみ消えることなく　語らぬ「教祖」に怒り：14～15面（社会面　見開き）
・分散化進むアーレフ　財政難で被害者補償落ち込む
・信者の償いが責任取る方法　家族の会が声明
・教団は解散を　被害対策弁護団
・アーレフがコメント
・識者，関係者コメント
　1）被告が真実語れる控訴審に　浅見定雄
　2）裁判の意義，問い直したい　阿部三郎弁護士（破産管財人）
・警察の責任等被害者　不自由な体で傍聴，会見　なぜ殺されたのか

スポーツ新聞・タブロイド紙

スポーツ報知

○特集　27日オウム麻原判決　悪夢の現場は今

1）山梨上一色村　開拓者精神で勝ったことが村民の誇り　〝悪の理想境〟作らせてたまるか：2／23（月）

2）松本サリン事件　恨む余裕もない河野さんの10年：2／24（火）

3）坂本弁護士一家殺害事件　暑さの中に不気味な検証　江川さん，滝本弁護士に心の傷：2／25（水）

4）南青山・東京総本部　関連企業の再入居を危惧：2／26（木）

5）地下鉄サリン事件　今でも残る当時の傷痕

○2，25

・身体検査で大暴れ　手ばたつかせ　触わるな　95年5.16「麻原逮捕」の様子判明

・弁護団長がオウム事件をつづる

○2，27

◎奪還阻止　警視庁500人警戒態勢：20面（社会面）

◎きょう〝世紀の判決〟：21面（社会面）

・麻原被告奇行　意志の疎通ないまま

・弁護団は〝泣き〟仕事も収入も滅　全員辞任へ

・極刑逃れない

○2，28

◎薄笑い　麻原被告死刑　13事件27人殺害首謀者認定：1面トップ

・オウム「地下鉄サリン」から9年　謝罪なし：「ぐふふっ」「くっ」まるで他人事　一言も語らず真実は闇の中　即日控訴

・希代のペテン師による漫画的恐怖　佐木隆三

◎信者過激化終わらぬ恐怖「死刑より重い罰はないのか」沈黙教祖に遺族と被害者怒りの声　菊池平田高橋3容疑者いまだ逃走：24〜25面（社会面　見開き）

・深い傷痕は今も消えず　麻原被告ついに逮捕　村井幹部刺殺される　上九一色村強制捜査　地下鉄サリン事件　仮谷さん監禁致死　松本サリン事件　衆院選に立候補　坂本弁護士一家殺害

・麻原被告のこれまで

・横山元弁護士が村井幹部主犯説　本誌単独取材　接見内容を暴露「麻原は報告聞いていない」村井幹部の両親「関係ないです」

・コメント　江川紹子　滝本太郎　横浜法律事務所

・無念の涙「日傘で叩いてやりたかった」「麻原を人間と思っていない」

・松本サリンで被害　意識戻らぬ妻に報告を　河野さん
・ぬぐえぬ悪印象悩む上九一色村
・麻原被告実家　競売され失踪
・妻は取材拒否
・小泉首相「死刑当然」
・12人弁護団オール辞任　娘の代理人が私選弁護人に
・〝勇み足〟速報　イタリア通信社
・警備400人，ダミー護送車も　アーレフ指導部弱体化　増える麻原信奉者　死亡確定した信者48人　未解決事件も闇の中へ
・「教祖の犯罪」13事件すべて事実認定
・井上被告二審死刑判決も　東京地裁が「現場指揮者」と認定
・上祐元代表は姿見せず「新たな始まり」アーレフ本部烏山近隣住民
・麻原被告の法廷語録
・数字で見る麻原被告の一審
・主な被告の公判状況

◎テレビもオウム報道一色　最大級の取材態勢：23面（社会面）
＊　各社の様子

○2，29
◎脱会信者「麻原でも奇跡起こせないとわかった」：24面（社会面）
世田谷の教団施設はひっそり　現役信者は冷静な反応「判決は当然受け入れる」

日刊スポーツ

○2，25
◎人間破壊もくろんだ麻原被告：20面（社会面）
・〝分派〟リーダー「傍聴したい」27日判決前に心情明かす　脱会者で組織「ケロヨンクラブ」麻原個人崇拝
・オウムと戦い続ける「家族の会」永岡会長　弁護団，行政にも怒り

○短期集中連載　江川紹子の見たオウム事件
・上　改善されない「やる気なさ」：2．26
　神奈川県警の初動捜査批判
・中　現役信者の今　教祖指示を待っている：2．27
・下　最後までくだらぬ男　全被害の責任　社会への警鐘：2．28

○2，26
◎麻原被告あす判決　共謀実態の判断焦点：21面（社会面）

○2，27

◎27人の命奪った首謀者　今日判決「麻原被告サリンまくとは：」実弟が語った「死刑判決受けるだろう」：22〜23面（社会面　見開き）

・被害者6000人　史上最も凶悪な犯罪者に司法が断　地下鉄，松本殺人，坂本弁護士殺害など起訴13件
・弁護団全員辞任
・国松元長官語った　オウムは変わっていない　一つの通過点でしかない　突然発生したカルト集団実態つかめず捜査に苦慮
・麻原公判アラカルト
・「命で償って欲しい」被害者家族会見
・起訴された13件　主な3事件の争点

○2，28

◎最後までくだらぬ男　麻原被告死刑：24〜25面（社会面）

・裁判長の殺人手口朗読に「グフフ」にやけ顔，大あくび，うなり声　責任転嫁，証言妨害，黙り込み
・麻原被告とオウム
・公判での麻原被告　廷内見取り図
・あさましく愚かしい限り　判決要旨＝量刑の理由から
・「できるならあだ討ちしたい」怒る被害者
・依然危険な集団　柳俊夫・公安調査庁次長
・オウム真理教の談話
・奪還警戒し偽装護送車
・意思疎通ないまま弁護団控訴
・確定早くて5年　板倉宏・前日大司法研究所所長
・他被告の公判状況

◎金欠オウム増えるサラリーマン信者　3分の2がスーツ姿で〝出稼ぎ〟年1億賠償金払えず　幹部脱会　内部対立　崩壊進む：23面（社会面）

・施設ガラガラ　布施収入減る「財施ワーク」
・ほかの「崩壊」要因
・教団の会見無し
・三女は都内，妻は茨城
・横山元弁護士「妥当かどうか云えない」
・首相「死刑は当然」
・傍聴希望者4658人

◎世紀の判決　空前の報道合戦「麻原被告死刑」TBS9時間放送　日テレ，フジ400人動員　上空にもヘリ10機以上：22面（社会・芸能面）

・海外通信も速報　報道陣テント村見取り図
◎広部玄の見た聞いた思った　潜伏する「次の麻原」：23面

東スポ

○2，28
◎今日判決!!　麻原法廷でさらう　死刑に平然：1面トップ
・妻　愛人　美人元幹部はOL　オウム4姉妹は
・信者微増，分派グループも　信者1650人　教祖奪還の動き
・拘置所で〝麻原体操〟奇行消え，またデップリ
◎いまだ解明されないオウム事件4つの謎　麻原法廷で「ウヒヒヒ：」：24～25面（社会面見開き）
・判決の場で不敵な態度　公判傍聴券求め4658人
・麻原弁護団きょうにも全員辞任
・有田芳生氏が特別寄稿　地下鉄サリンで使われた「赤旗」松本事件をめぐる怪文書の出所　国松長官銃撃事件背後の闇ルート　村井幹部刺殺当日「閉められたドア」
・「富士」に続き「上九」にも大量の武器埋蔵

スポニチ

○2，28
◎麻原被告　死刑に抵抗　主文言い渡し　席立たず〝イヤイヤ〟：1面トップ
・麻原被告が問われたオウム13事件　27人犠牲・全事件で首謀者認定／判決理由に「ふんふん・ぐふふ」大あくび／「凶悪犯罪者」心の闇は未解決のまま
・即日控訴　裁判長「日本支配を考えた動機，浅ましく愚かしい限り」
・坂本さんの死を抱えつづける　牧太郎
◎「パパ殺したのこの人：」厳戒!!　奪還テロ：24～25面（社会面　見開き）
・麻原被告に極刑も記号恨み晴れぬ遺族　サリン犠牲者和田さんの8歳の娘「この名前聞きたくない」
・教祖絶対派ケロヨンクラブ　偽装護送者列も出動　公安調査庁「依然強い影響」
・元長官狙撃への教団関与　警察の威信をかけて捜査
・38枚傍聴券に4658人が列　傍聴席には2女　上空にはヘリ13機
・麻原被告判決骨子
・江川さんバッサリ「つまらない男」
・コメント
1）極刑は当然のこと　笠間治雄　東京地券次席検事
2）賠償に一層務める　オウム真理教
3）多くの謎きっちり話すべき　有田芳生
4）滝本太郎

5）阿部三郎

・オウム公判死刑判決者

◎麻原被告即日控訴　刑確定10年後!?：23面（社会面）

・控訴審開廷に3年　判決さらに3年半　最長15年　弁護団は直後に退任

・上九一色村元村長〝死刑でも不足〟

・小泉首相「当然」

・村井幹部の両親「判決？　ええ：」

・海外通信社速報〝勇み足〟打電も

・麻原被告逮捕後の経過と世相

・公判アラカルト

◎フジ社長　オウム報道「反省」：22面（芸能面）

日刊ゲンダイ

○2，28

◎麻原死刑　笑い浮かべ聞こえぬふり：1面（見出しのみ）

◎麻原死刑「指示」「謀議」を認定へ　被告席で笑い浮かべブツブツ独り言：3面

◎広告塔美女達は：オウムシスターズは「麻原死刑」女性幹部はOL，トラウマ，不明：3面

夕刊フジ

○2，28

◎麻原死刑「うひひひひ：」：1面トップ

初公判から7年10カ月　犠牲者27人：反省の色なく　黒い上下服，不規則発言連発　13件全てで有罪「坂本弁護士一家殺害を命じた」と断罪

◎腕組み「うひひひひ：」地下鉄被害者「ぜんぜん人間的じゃない」：2～3面

・傷癒えず：被害者遺族，複雑な胸中

・冒頭，傍聴席にニヤリ　幼児のように落ち着きなく

・迷走仮面の迷走・迷言「私は全面無罪」「弁護士は女遊びばかり」「宇宙を動かせる生物になっている」

・傍聴券に4700人　日比谷公園に列　倍率123倍

・護送に異例の偽装車列用意

◎オウム〝麻原回帰〟着々　テープ，説法ビデオ視聴義務づけ　上祐離脱で〝教本〟など相次ぎ復活：4面

・3大事件の構図

・決別，帰依：揺れる元幹部

資料II　麻原判決関連雑誌記事一覧			
号数	誌名	タイトル	内容（見出しで分かるものは省略）
2,26	週刊新潮	特別手記　初めて明かす「私のオウム捜査秘記」井上幸彦・元警視総監	
2,29	サンデー毎日	ついに暴かれる〝教祖の犯罪〟オウム事件の今も消えない〝どす黒い闇〟	牧太郎「日本人，知的基礎体力に目覚めよ」インテリの信者，宗教学者，警察，国選弁護人を批判。假谷氏長男，井上善浩と接見。
3,2	FLASH	2月27日麻原判決直前ワイド教祖逮捕から9年……オウム真理教幹部14人と教団の「現在」	
3,3	ニューズウィーク日本版	「裁かれる教祖と日本社会」上智大学教授リチャード・ガードナー	被害者と加害者という二分法ではオウム問題が見えない。森達也，河野義行氏の意見に好意的。
3,4	アサヒ芸能	オウム麻原「死刑」と信者暴走！	麻原（八代）と新實（岡崎）の実家周辺
3,4	週刊文春	「麻原死刑でもオウム問題は終わらない」江川紹子	
3,4	AERA	①主任弁護人が初めて語る　獄中で見た「教祖麻原」②引きこもりで上祐長髪の謎	上祐失脚？
3,5	週刊ポスト	①グラビア　遅すぎる「極刑」②追跡スクープ「オウム爆弾娘は大阪に潜伏中？」	麻原を奪回？　高橋紳吾コメント
3,5	週刊朝日	元幹部中田清秀が語る　松本被告と「麻原」	信者の帰る場所がない。戻るものが少ない理由。
3,7	サンデー毎日	①グラビア　②オウム真理教〝教祖なき混沌〟	上祐体制の崩壊？　有田芳生談，入信してしまえば何をしてもいいという自由がある。駆け込み寺としてのオウム。今後教団の進展はよめない。
3,9	FLASH	麻原判決直前……オウム「ロシア秘密拠点」を撮った	

3,9	週刊女性自身	シリーズ人間　私は見た，智津夫の「狂気」と「妖気」。	
3,11	週刊実話	オウム麻原彰晃被告の元妻　愛人たちの今。	
3,12	FRIDAY	①新聞・テレビが報じない「村井刺殺」「北朝鮮工作員」他　麻原オウム「未解決事件」極秘捜査ファイル ②松本サリン事件　タイで語った「生きて償いを」の思い　河野義行氏愛娘が初激白「麻原への怒り！」	
3月	現代思想	特集死刑を考える　①死刑文化からの抜け道を求めて……森達也・鵜飼哲　②国家と死刑　オウムという転換点……安田好弘	
4月	月刊宝島	脱会信者が明かした「麻原三女支配」「上祐追放劇」の一部始終	
2,27麻原判決			
3,5	週間金曜日	①人権とメディア　麻原氏判決報道　犯人扱いに反省ないメディア企業……浅野健一 ②「麻原断罪」で終わらせるのか　座談会「オウム真理教」宮崎学×森達也×安田好弘	浅野，麻原への人格攻撃は問題あり。裁判の長期化は13事件であるから当然。森，社会がヒステリックになっている。宮崎，教団への差別を懸念。
3,8	AERA	上九で眠る悪夢の「遺産」	放置された段ボール箱の中身
3,9	週刊SPA！	①今週の顔　松本智津夫……勝谷誠彦，森達也，土本武士，亀山純生，小野毅 ②江川達也の時事漫画	森，善悪二元論批判。亀山，教育の重要性。江川，高学歴者の妄想。
3,10	ニューズウィーク日本版	「麻原死刑」が問う日本人の人道度……ボストン大学教授メリー・ホワイト	死刑という人道的問題
3,11	週刊新潮	①グラビア　②ワイド特集　春の珍事　もう限界と「全員辞任」麻原弁護団の「心労と報酬」　③TEMPO　テレ朝が失態演じた「麻原報道」狂想曲	

3,12	週刊ポスト	①スクープ9年目の真相！　麻原彰晃は「完落」していた！　②「オウム法廷」に「麻原復活」の悪夢を見た……佐木隆三	麻原は，検面調書で坂本，田口事件認めていた。
3,12	週刊プレイボーイ	グラビア　WPBが見た，教祖と呼ばれた男。	
3,12	週刊朝日	①岡崎一明がつづった「麻原」「教団」……編集部に届いた獄中からの手紙　②オウムにつかれた9年間の悪夢……島田裕巳	反省と懺悔。麻原の骨は仏舎利になるのか？　島田，心労他で病気に。トランスビュー刊行著書が好評。
3,13	週刊現代	オウム最大分派「ケロヨンクラブ」に美人教祖！……青沼陽一郎	1990年頃からの分派，女性とその子供達の集団30名ほど。
3,14	ヨミウリウィークリー	「法廷という悪夢」麻原被告に死刑判決……佐木隆三	裁判の長期化・内容について弁護団の責任。麻原批判。
3,14	サンデー毎日	巻頭グラビア　麻原死刑判決その時　列島は	
3,15	週刊大衆	2.27極刑判決　麻原彰晃被告「8年間の裁判餓鬼道」全記録……青沼陽一郎	麻原のパフォーマンスぶり。ばかさかげん。
3,15	週刊特報	取材秘話！　オウム教祖，麻原彰晃9年目の新事実……ジャーナリスト大林高志	麻原に事件前にインタビュー。小悪党の印象。
3,16	FLASH	①法廷画家が描いた〝厚顔教祖〟初公判からの肖像　②国選弁護人独占手記「われ麻原彰晃との3千日」……三島浩司	
3,16	女性自身	①巻頭グラビア ②「麻原・死刑！」に現役信者が苦悶告白　「それでももう一度会いたかったー」　入信15年の古参信者と〝サリン体験〟元信者の「その日」！	なぜ，まだ信者でいるのか。犯罪と関係がない，居心地がいいというの声。
3,16	週刊女性	①巻頭グラビア ②人間ドキュメント　澄子，ありがとう。これからも一緒に生きていこうね　松本サリン事件被害者　河野義行さん	被害者の傷は今も。

3,18	週刊実話	チンタラ裁判　麻原被告に死刑オウム元信者の父母・家族の流転	指名手配犯菊池死亡説。地域住民と道場の対立。
3,18	女性セブン	①麻原被告を死刑にするまで10年かかって血税計6億円！②巻末グラビア	死刑制度の実態。贖罪の意識は死刑制度から生まれない。
3,20	週刊現代	メディア通信簿スペシャル「麻原を吊るせば，それでいいのか」……森達也	判決は検察側の論理・求刑に等しい。日本がオウム化している。
3,21	サンデー毎日	①岩見隆夫のサンデー時評　②もう一つの「オウム事件」　河野義行氏独占100分インタビュー「冤罪被害者だから言えること」	河野氏，新潮社への提訴，取材方法・見出しへの疑問。メディアは責任を取らない。メディアへ対抗する組織が必要。
3,29	AERA	「麻原の娘」入学取り消し　大学側の「拒否」の論理	和光大の入学不許可は，差別，人権侵害のおそれあり。京大なら認める。
4,7	ダカーポ	①新聞の社説＆週刊誌の目次頻度　②テレビニュース番組比較　③浅草キッドのバカーポ　「麻原裁判の行方」	3/4-14号2冊対象　一般週刊誌　1.オウム真理教(総63頁)，2.北朝鮮情勢(23)，3.年金危機(21)　2/20-3/4　6紙社説テーマ　1.北朝鮮情勢(15回)，2.イラク情勢(9)，5.オウム真理教(6)　3/9-3/18女性週刊誌　1.雅子様(13頁)，若村麻由美(12)，鳥インフルエンザ(11)，4.松本智津夫(9)
4月	噂の真相	①1行情報　②七人のバカ　中沢新一　③週刊誌記者匿名座談会	
4月	現代	オウム幹部岡崎一明　死刑の淵から届いた200通の手紙……ジャーナリスト武田頼政	田口，坂本事件以後脱会，ずるさと弱さ，未だに麻原を懐かしむ面あり。
4月	文藝春秋	①グラビア　あの年，何が？1995　②平成30大事件の目撃者　オウム仮谷さん拉致，実行犯との対決……仮谷実　③平成30大事件の目撃者　国松長官狙撃事件，腹を貫く凶弾……国松孝次	假谷氏長男，民事裁判で真相を明らかにしたい(2名の幹部とは和解，20年間の賠償金支払い)

4 月	世界	ルポ　オウム真理教・中川智正被告裁判　彼はなぜ凶悪犯罪を実行したのか……藤田庄市	中川は巫病であった。一つの入信経路として，宗教的な問題の解決。しかし，オウムは適切な処置になったか？　霊的従属のみ。
4 月	新潮 45	独占手記　国松長官狙撃犯と私 犬声狆語　ポアしろ	